

衆議院 第百五十一回国会 経済産業委員会議録

平成十三年六月二十日(水曜日)

そのように決しました。

○山本委員長 これより質疑に入ります。

賀総の申し出がありまますので順次これを讀します。山内功君。

同月二十日
中小自営業の女性事業主・起業家に対する支援
策の充実等に関する請願(赤松広隆君紹介)(第三
三二六五号)
は本委員会に付託された。

政府参考人出頭要求に關する件
電子消費者契約及び電子承諾通知に關する民法
の特例に關する法律案（内閣提出第九一號）（參
議院送付）
不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣
提出第九三號）（參議院送付）

○山本委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、参議院送付、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案及び内閣提出、参議院送付、不正競争防止法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房商務流通審議官杉山秀二君、経済産業省大臣官房審議官齊藤浩君、経済産業省通商政策局長佐野忠克君、経済産業省商務情報政策局長太田信一郎君、内閣府国民生活局長池田実君、総務省行政管理局長坂野泰治君、総務省総合通信基盤局長金澤薰君、法務省大臣官房審議官小池信行君及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

この重点計画に基づきましてIT政策の具体化に全力で取り組んでいきたい、このように思つております。

○山内(功)委員 インターネットは、特別な能力を持つていなくても世界じゅうの情報と接します。その中で、消費者問題、消費者保護についてはどうあるべきだと考えておられるのでしようか。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきたいと思います。

インターネットを進めるに当たって、消費者保護をしていくということは極めて重要なことだと思つております。特に、電子商取引というのは消費者にとっても大変大きな利便性がございます。一方マイナスの側面として、消費者トラブルというのが最近大変ふえてきております。適切な消費者保護を講ずるということは、消費者の電子商取引を発展させて、そして消費者の信頼を回復させていくことが必要不可欠であるということは申し上げるまでもございません。

したがいまして、政府としては、法律等を整備しましてその環境を整えているわけでございますけれども、やはり民間企業であるとか産業の団体が、こういった電子商取引の健全な発展のために自主的な対応策を積極的に講じていくということも、一方では重要であるというふうに認識をいたしております。その上で、企業であるとか政府による適切な情報提供を前提に、消費者がトラブルに遭わないようまずから十分に注意するということも肝要であるというふうに思つております。

当省といたしましては、このような観点に立ちまして、從来から訪販法による通信販売規制の着実な実施に努めているところでござりますけれども、電子商取引では、いわゆる誤操作によって自分の意思とは反して申し込みをしてしまうといふ年秋の臨時国会で改正いたしまして、消費者保護規制を強化して、特定商取引法というふうに名

前を改称いたしまして、今月の一日から施行に入っております。加えまして、こういった電子商取引特有の新しい消費者トラブルにつきましては、民事法上の消費者利益の救済を容易にするために、このたびこのような法案を提出させていただいたところでございます。

また、民間団体による取り組みいたしましては、例えは昨年六月からオンライン・トラスト・マーク制度というものをスタートさせているところです。

そこでございまして、当省といたしましても、このオンライン・トラスト・マーク制度は極めて有効な制度であるというふうに考えておりまして、積極的に支援しているところでございます。

今申し上げましたように、官民一体となつた総合的な対策を強力に推進していくことによりまして、電子商取引における消費者保護の向上というものが一層努めてまいりたい、このように思つております。

○山内(功)委員 消費者問題について、具体的に国民生活センターなどへトラブル、苦情などが来ていると思いますけれども、どういうような内容が多いのでしょうか。内閣府にお願いしたいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

私どもが所管しております国民生活センターは、各地の消費生活センターを結ぶ全国消費生活情報ネットワークシステム、私どもPIO-NE

TTと通称しておりますが、それを運営し、全国の苦情相談情報を収集しております。平成十二年度は五十三万件の相談件数となつております。

これによりますと、インターネット消費者取引に関する苦情件数は、平成八年度では六件であったのに対し、三年後の平成十一年度には四十九件に急増しており、平成十二年度には前年度の約三倍である三千三百八十七件の苦情が寄せられています。

その中身を見ますと、申し込んで代金を支払つたにもかかわらず商品が届かないなど、通信販売に共通して見られる苦情に加え、注文時にクリッ

クミスをしたが変更に対応してくれないなど、インターネット特有の苦情も見受けられます。

○山内(功)委員 インターネット取引に関しては、カード決済が一般的だらうと思います。カード番号が流出したり、あるいは流用される可能性を全く否定することはできないと思うのですが、何か防止策はあるのでしょうか。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきたいと思います。

クレジットカード番号が流出をしてそれが事故につながる。この流出の可能性、事故の可能性と、いうのは否定することができないと思つております。したがいまして、こういった問題に対応するため、最近一般的に利用されている通信ソフト、ネットスケープナビゲーターのようなソフトでは、SSL、セキュア・ソケット・レイヤー、こういった暗号化技術が利用されております。

いつたことによって大体通信途上における情報漏出は防止できるのではないかというふうに言われております。ただ、一〇〇%ではございません。したがいまして、最近では販売店にカード情報を送信しないタイプの暗号技術でありますところのSET、セキュア・エレクトロニック・トランザクション、こういうふうに言つておるわけですが、これを用いてる企業というのもふえてきているというふうに聞いております。

こういった対策によりまして、これまでのところ、通信途上におけるカード情報の流出が生じたという事件はまだ報告をされておらないようございます。しかし、もう委員御承知のように、この分野というものはまさしくドッグイヤー、日進月歩でございまして、情報をとるうとする側の技術も同時に進歩していくものでございまして、今后とも企業側の不必要な努力というものが必要だと

いうふうに思つております。

○山内(功)委員 いろいろなトラブルになつた際に、取引相手に対するメールアドレスしか個人情報がないような場合には、取引相手を特定するため、プロバイダーに対して該アドレスを有す

る契約者の個人情報の開示を求ることはできないのでしょうか、経済省にお伺いしたいと思います。

○金澤政府参考人 いわゆる通信の秘密には、通信の意味内容のみならず、通信の日時それから通信当事者の住所、氏名といった通信に関するすべての事項を含むというふうに解されております。

ネット上の取引が行われた通信に関しまして、その通信当事者である取引相手の住所、氏名等の情報は、まさにこの通信の秘密に該当するというふうに理解しております。

したがつて、御指摘のような場合におきまして、プロバイダーがその保有する取引相手の情報を開示することは、原則として、その取り扱い中に係る通信の秘密を侵すということになりまして、許されないというふうに考えております。

○山内(功)委員 個々の通信内容については通信の秘密ということが言えたとしても、加盟者の連絡先などについてまでも通信の秘密のくりりんで保護してしまうというのではなく私としては疑問な点もあるんです。もしそうだと至りても、例えば第二機関である情報開示機関をつくるなどして開示請求に対応できるような仕組みを創設すべきではないのでしょうか。

○金澤政府参考人 いわゆる他人の権利侵害を行なうようなホームページ上の記載をどのような形で削除したり、それに対する訴えの利益を確保していくかという問題と、通信の秘密をいかにして確保するかという問題は、両者相矛盾するというふうに思つてございまして、その考え方を調整した上で、何らかの形で違法有害な誹謗中傷を行つた者の氏名を開示できる仕組みについて、現在法制的な方について検討中ということでござります。

○山内(功)委員 今多くのトラブルの原因になつてゐるのが、例えば成り済まし事案といふことが言われています。他人名義や架空名義でプロバイダー契約をするなどして混亂を生じて、現在法的なり方について検討中ということでござります。

対策も必要だと考えています。また、その前提として、プロバイダーは契約時の本人確認を確実に

行うように、例えば行政指導を徹底するなり義務規定を法律としてしまうというようなことも検討すべきではないかと思うのですが、経済産業省と総務省にお伺いしたいと思います。

○古屋副大臣 まず、成り済ましのトラブルについての御質問でございますのでお答えをさせていただきたいと思います。

成り済ましのトラブルについては、その原因がやはり情報が漏えいしてしまったということござりますので、その漏えいを防ぐということがます大切であるというふうに考えております。このために、第三者が情報を意図的に盗むことを防止するための措置をいたしまして、委員御承知のとおり、一昨年に不正アクセス禁止等に関する法律を整備いたしました。また、今度の通常国会では、カード犯罪防止法案及び個人情報保護法案を提出しているところでございます。

また一方では、やはり盗まれにくい本人確認手段というものを確立するということも大切でございまして、このために電子署名及び認証業務に関する法律というのが本年の四月から既に施行されています。

以上のような総合的な措置を講じるとともに、やはり何といつてもクレジットカード会社がこういったカードの不正利用を防止するための自主的な努力も行っていくことが大切だと思いまして、これらの取り組みを総合的に講じていくことがこういった成り済ましを未然に防ぐことにつながっていく、このように考えております。

○金澤政府参考人 私どもは、取引分野に限定することなく、一般論として匿名による通信というものをどう扱うかということになりますが、これを全く否定し去ることは、通信の秘密との関係もございまして、慎重に取り扱うべきものというふうに考えております。

○山内(功)委員 それでは、不正競争防止法の改正案について質問に入りたいと思います。

ドメイン名の不正登録につきましては、新設される十二号に罰則が設けられておりません。しか

平成十三年六月二十日

いうことも考えられます。だとすると、直截的に移転を認める明文化を考えるべきではないんでしょうか。

○齊藤政府参考人 明文の規定の可否につきましては先ほど御説明申し上げましたとおりでござります。

ただ、先生御指摘のとおり、移転に関する、特にドメイン関係につきまして今後の運用状況も見ながら研究課題としてまいりたいと考えております。

ただ、もちろん今回の法律案の中で全くその部分について手当をするつもりがないということではございません。ドメイン名の紛争の解決に当たりましては、登録機関との連携によりまして、より実効が上がるような措置を考えていきたいと考えております。

具体的に少し御説明させていただきますと、我が国の登録機関、JPNICということになつておられます。現在の運用では、商標権者がドメイン名の不正登録者を相手とする裁判で使用差し止め判決を得た場合には、そのドメイン名を自動的に抹消するという運用をいたしております。さらには今回の法律の改正とあわせまして、JPNICにおきましては、勝訴いたしました商標権者が希望する場合には、そのドメイン名の登録を円滑に受けられるように、そのルールのあり方を変えようということで検討いたしているところでございます。

当省といたしまして、このような登録機関とも連携しつつ、ドメイン名の紛争の実効ある解決を実現するために、先生の御指摘も踏まえながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。○山内(功)委員 損害賠償請求ができる範囲について、通常受けるべき金額相当額という規定があるのですが、非常にわかりにくい規定だと思ってます。こういった規定を置いた趣旨、そしてその意味について教えてください。

○齊藤政府参考人 不正競争防止法が定める不正競争行為というのは、知的所有権関係ということ

でございまして、実際、侵害行為が行われた場合の損害賠償の認定というものは大変難しいということをご存じます。特に、訴えた側からしますと、損害額の立証というものがかなり困難であるという場合が想定されておりまして、そういうことに

よりまして、本来救済されるべき被害者が十分な救済を受けられないという事態が想定されるわけ

でございます。したがいまして、不正競争防止法では、不正競争の対象となりました表示等の使用料相当額を損害額の最低額として請求することができるという規程のみなし規定、推定規定を置いているわけでございます。

今回の改正案におきましても、ドメイン名に関する不正競争行為が行われた場合、被害者の立証負担を軽減しないと実効的な救済が困難ないと

いう可能性があることから、改正しまして、推定規定を置きました。

具体的には、自己の商標と同一または類似のドメイン名を不正に登録され、人に営業上の利益を侵害されてしまったという場合には、仮にその

ようなドメイン名にすることについてちゃんとした営業上の契約として許諾をしていたとする、

当然、ライセンス料等が発生するわけございま

すが、その通常受けるべき使用料、ライセンス料に相当する額を損害額として請求できるというこ

とによりまして、損害額の立証を軽減すること、それによりまして被害者の救済の実効を確保する

という趣旨で設けたものでござります。

○山内(功)委員 現在、仲裁センターではドット

ジエーピードメイン名に関するADRは扱ってい

ますが、ドットコムのような一般ドメイン名につ

いては扱っていません。

今後、一般ドメイン名についても国内で被害者

が気軽に相談できる機関、あるいは申し立てのシ

ステムが必要だと思うのですが、その点について

ははどういうお考えでしようか。

○古屋副大臣 御指摘のように、我が国のドメイ

ン名でありますドットジエーピー、これに関する

ADRにつきましては、今委員御指摘の、日本知的財産仲裁センターがサービスを提供いたしております。しかし、いわゆるドットコムのような一般ドメイン名に関するADRについては、このセンターでは扱っておりませんで、現在ではWIP

Oを初めとする海外の機関が担当している、こういうふうになつております。しかし、我が国の被害者を救済するといった観点からは、我が国の機関がADRを扱うことが望ましいというふうに考

えております。

したがいまして、日本知的財産仲裁センターは、ドットコムのような一般ドメイン名に関する紛争も取り扱えますよう、国際管理機関、ICANNの方に今働きかけをしているところでございます。

当省といたしましても、総務省と密接な連携をとりながら、この日本知的財産仲裁センターがこういった案件についても取り扱うことができるよう一生懸命働きかけをしていきたい、このよう

に思っております。

○山内(功)委員 インターネットの発達に伴つて新しく法整備が求められていくんだろうと思つて

います。

先ほど総務省にお伺いしましたが、行政指導とか法整備については、通信の秘密の問題もあるので考えていいというような発言もあつたんですね。

けれども、やはり私は、それではいけないと思うんですね。名誉毀損とかわいせつ書き込みなどで権利を侵害されたと主張されるような人たちも今たくさん出ているわけです。

その前に、そういう画面をつくる、あるいはコンピューターウイルスをつくる、流通させる、そういう行為自体について現行刑法では対応できな

いと思うんですけれども、この点、法務省ではどのような検討をしているのでしょうか。

○中川大臣政務官 お答えいたします。

我が国におけるIT革命の進展の中であつて、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、

ハイテク犯罪に的確に対処し、そのための法整備をすることが必要不可欠と考えております。

法務省として、昨年十一月八日に、経済活動にかかる基本法制の整備のためのプロジェクトチームを設け、本年四月にはこの組織を法務大臣を本部長とする経済関係民刑基本法整備推進本部としておりますが、ハイテク犯罪に対する罪罰の整備やコンピューターネットワークに関する捜査手続きの整備等の検討をこの体制で行っているところであります。

これらハイテク犯罪は、多数のコンピューターを経由して、容易に広域にわたつてあるいは国境を越えて起こされることになりますので、犯罪の痕跡が容易に消去可能な電子データであること、そういう特質を持っております。このため、犯人の特定とその証拠の確保に種々の困難があり、これら特質を踏まえながら法整備の検討を進める必要があります。また、国際的にも、これらの特質を踏まえた法整備の必要性が論議されているところであります。

今後とも、コンピューターを利用した犯罪の発生や個々の分野における国際的な論議の動向を十分に把握した上で、実体法及び手続法の両面から法整備について検討を進めていくつもりでおります。

○山内(功)委員 これは総務省と法務省にお聞きしたいんですけども、誹謗中傷とかひどいことをネット上で繰り返しされた被害者が削除を求める権利というのは、プロバイダーに対してもあるんじやないかと私は思うんですよ。

だから、削除を求める通知制度というのを検討していく必要があるんじゃないでしょうか。もし通知をしていいというようなシステムを考えたとしたら、今度は、送信者にこういう通知が被害者からありましたという制度、仕組みも考えていくべきでしようし、もしプロバイダーが通知もしない

い、あるいはそのまま放置をしておいた場合、そういうような場合については、プロバイダーは民事上の責任ばかりではなくて、やはり、送信者と

同じような刑法的な責任も、正犯あるいは共犯としての責任も問われてかかるべきだと私は思うのですが、両省にお伺いしたいと思います。

○小坂副大臣　山内委員にお答え申し上げます。
委員御指摘のように、ネット上で不法行為によって被害を受けた、こう主張される方がプロバイダーに情報開示を求めてもそれがなされないということでは、これは被害を食いとめることができないまんので、そういうた法定について鋭意検討しているところでございます。

先ほど委員の方から、総務省は法律を検討していないようだがというお話をございましたが、そうではなくて、他人の権利が侵害されていると主張される状況の中、一方では通信の秘密、表現の自由の保護との関係があることから、慎重に検討いたしております。

その中で一番問題となつておりますのは、今度、情報を媒介しているにすぎないプロバイダーの責任を不法行為法上どのように位置づけるのかといふ今御指摘になつた部分、この問題が一つ。もう一つは、送信者情報の開示に当たりまして、送信者の表現の自由、通信の秘密の保護、並びに権利を侵害されたと主張する者の救済の必要性とのバランスをどのようにとつていくか。

こういった点が、法制局と今詰めておる中で問題となつておる部分でございまして、そういう問題を早急に整理いたしまして、インターネット上での他人の権利を侵害する情報の流通に対しても、早急に対処できる、そういう制度を法制上も構築すべく、今年中に法案を提出すべく鋭意検討でございます。そのように御認識をお願いいたします。

○山内(功)委員 私も表現の自由はとても大切な権利だと思っています。政府が提出しているような現在の個人情報保護法、あれなどは全くひどい。表現の自由を全く考えていない法律案を政府は提出していると思っておりますので、そういう面からしても、それは慎重に検討すべきだと私は思つてあります。しかしやはり、プライバシーあるいは著作権の侵害、名譽、そういうものの被害が一日も早く回復される制度、それはそれとてきちんとお伺いしたいと思います。

最後の質問ですが、インターネットに関する問題では、安心してインターネットを利用する環境を整備することがIT社会の高度化に向けて問われているんだろうと思つています。そうした問題につきましての検討状況や今後の課題についてお伺いしたいと思います。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。
委員御指摘のとおり、ITを推進していく上で、消費者もあるいは事業者も安心してこういったインターネットを活用していくことができる環境を整えていくことが極めて重要であるというふうに思つております。

今回の法案は、ネット特有のクリックミスというようなことに対応した特例制度の整備でござりますけれども、このほかにもまだたくさんござります。例えば、委員御指摘のようなプライバシーの保護の問題、あるいは迷惑メールなどの消費者保護の問題、ネット犯罪への対応であるとか知的財産を侵害されたときの問題など、まだまだ課題が残されているわけであります。こういった課題に対しましては、いろいろな対応を検討しております。

例えば、個人情報保護制度、インターネットサービスプロバイダーの責任法制度の検討、先ほど総務省の方から答弁があつたとおりでございます。また、刑事法制についてもやはり充実をしていく必要があると思っております。あるいは特許法の充実など、政府としてもこれから一丸となつて対応していかなければいけない部分がたくさんあると思います。冒頭に大臣からも答弁をさせていただきました。また、情報通信ネットワーク安全性、信頼性基準等のガイドラインの整備を行い、またする自主規制のガイドラインの策定、周知の支援を行つておられるところでございます。

またさらに、有害情報のフィルタリング技術、いわゆる有害情報が入つておるようなものを受信できないようにする、そういうた法定についても検討しております。

また一方では、やはり、インターネットに参加する皆様のモラルの問題というものは私非常に重要な問題でござります。

最後の質問ですが、インターネットに関する問題では、安心してインターネットを利用する環境を整備することがIT社会の高度化に向けて問われているんだろうと思つています。そうした問題につきましての検討状況や今後の課題についてお伺いしたいと思います。

○中川大臣 政務官 委員御指摘のとおり、だれもがインターネットを安心して利用できるように、これから、普及状況、それから違法、有害な情報の流通の状況等を踏まえて、法務省といたしまして民事、刑事のプロバイダーの責任のあり方を積極的に検討してまいり所存であります。

○後藤茂之(後藤茂之君) 委員どうもありがとうございました。

○山本委員長 後藤茂之君。 委員どうもありがとうございました。

○後藤茂之(後藤茂之君) 委員後藤茂之でございます。早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、IT、ITとこれまで言われてきたわけありますけれども、そのITの国家戦略というものが非常に欠如していたというのが私の実感であります。また、多くの皆さんがそういうふうに考えておられたと思います。今回、e-Japan戦略の中で国家戦略の必要性が述べられておりますし、「国家戦略を通じて国民の持つ知識が相互に刺激し合うことによって様々な創造性を生み育てるような知識創発型の社会を目指す。」というふうに国家戦略という言葉がきつちりと書かれております。

さて、それで伺いますけれども、ITの国家戦略とは何か、竹中IT担当大臣の御見解を伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 ITの国家戦略が欠如していたのではないかという問題意識は、私自身共通して持つてまいりました。まさにそのためIT戦略会議が昨年できまして、その成果がことし一月のe-Japan戦略という形でまとまつたわけでございます。

戦略とは何かということを一言で論じるのは、その意味では大変難しいかというふうに思いますけれども、基本的には、五年以内に世界最先端のIT国家にするという一つの目標を掲げた上で、それを実現するために四つの分野について重点戦略をとるという形を今考えているわけであります。

インフラの整備、人材の育成、電子商取引、電子政府、それについてさらにそのアクションプランとしてのe-Japan戦略を打ち立てて、もう一つそれに加えて、今回六月末を目途に一種の中間目標をつくり、そのアクションプランの実効を確実なものにしていくふうに考えております。

戦略そのものは、その中で、時の状況、技術の進歩を見ながら流動的に議論されていくものであらうかというふうに思つておりますけれども、今の時点では、そういった枠組みの中で戦略をローリングしながら打ち立てて、さらには推進していくといふふうに思つております。

○後藤(茂)委員 このe-Japan戦略、そういう意味では私は相當に日本の国家戦略を前進させていると思っておりますけれども、IT社会の重要性ということから考えてみますと、戦略の中に書かれていないことの中でも、特に医療とか福祉とか住宅とか交通体系だとか、そういう社会インフラにかかる問題とかあるいは情報セキュリティの問題だとか、こうした問題は書かれていないが非常に重要な問題だというふうに思つております。

○後藤(茂)委員 私も、特に個別の具体政策といつもりで社会インフラのことを申し上げている

そこで伺いますけれども、過去のことをいろいろ言つてもしようがありませんが、これらがe-Japan戦略にどうして書かれていないのか、あるいはそれに加えて、こうした問題に今後どう取り組んでいかれるのか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○竹中國務大臣 このデジタル革命の社会というのでは、やはり今までの社会と根本的な成り立ちが違つてくる社会なのだと思います。

先ほど議員まさしく創発という言葉をお使いになられて、エマージェントエボリューション、つまり国家が何か大きな仕掛けをするのではなくて、ネットワークでつながれた末端でぱつぱつぱつと起こってきたちよつとした試みが社会のあり方全体、もっと言えばグローバル社会全体のあり方を規定する、そういう時代になっているのだ

ということが、その結果として例えば医療、福祉、そういうものは間違なく出てくるんだと認識していらっしゃる。ただ、もちろん今議員御指摘になつたように医療、福祉、交通体系、これももちろん大変重要な分野です。その意味では、e-Japan戦略、いわゆるアクションプランの中にはそういうもの

を意識したプランというのはかなり入つてきていたというふうに認識しております。

二つのこと申し込み上げたいと思います。一つは、諸外国の例などを見ますと、IT社会はこんなになるんだよというような、いわばコンセプトリーダーみたいな方がどこかであらわれて、それはあるときは政府の方であつたり、あるときは民間の有識者であつたりしますが、それなりの対応も、この重点計画、さらに二〇〇二年を目指した中間目標の中で議論をさせていただ

くというふうに思つております。

○後藤(茂)委員 私も、特に個別の具体政策といつもりで社会インフラのことを申し上げている

わけでも必ずしもないのです。ただ、こうした観点がやはり入っていないことは、結果としてIT後に実現される社会だとその生活空間としては一体となるのかとか、そういう問題が

いうのは一体どうなるのかとか、そういう問題が言うと十分議論されていないことからこうした問題が出てきているんじゃないかなというふうに私は思います。

だから、そういう意味で、IT社会の生活空間はどうなるのかとか、例えは町づくりがどういう連されているのかとか、そういう問題についてじっくり議論をする必要があるだろうということでも申上げているわけであります。

そういう意味で、改めて伺いますけれども、IT社会のあり方とかIT後の生活空間の問題だとか、そうしたことについて大臣の御見解なり、今後そうした問題についてどんな研究なり対応を図つていかれるのか、どのような体制でそうした問題について取り組んでいかれるのか、そんなことを伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 後藤委員御指摘のように、國民から見てIT、デジタル社会というのはどういうものになつていくのか日に見える形で、特に御指摘になつたような医療とか福祉の関連で、肌で感じられるような状況をつくっていくということは大変重要なことだと思いますし、その延長に初めてやはりデジタル社会のビジョンというものが出てくるのだと思います。

一つは、諸外国の例などを見ますと、IT社会はこんなになるんだよというような、いわばコンセプトリーダーみたいな方がどこかであらわれて、それはあるときは政府の方であつたり、あるときは民間の有識者であつたりしますが、それなりの対応も、この重点計画、さらに二〇〇二年を目指した中間目標の中で議論をさせていただ

くというふうに思つております。

本部のメンバーの中にも、例えば村井純さんとかそういう方々がいらっしゃいますので、そういう方々にやはり前面に立つていただき、そういう方法だと思います。

さはざりながら、やはり政策の分野でも同じような努力が要るわけで、それに関しましては、e-Japan二〇〇二の中間目標の中で三つのことを特にやりたいと思つております。その一つが今の委員の御質問に合致するものだと思います。

重点的に特にやりたいと思っていますのは、第一は、競争政策を促進することによってインフラを整備すること、それを引き続き進めること。第二は、先ほどからも議論に出でおりましたけれども、まさに国民の情報リテラシーを高めて、国民全員が参加する中で、あるべき一つのモデルを国民自身につくつていっていただくということ。第三番目が、国民に対して目に見える形で、ビジュアルな形でITのライフというのはこんなふうに夢があるんだよということを示していくこと。

これはいわばITモデルプロジェクトみたいなイメージだと思いますが、そういうことを絡めて、今委員御指摘になつたようなことを少しずつでも前進させることができないかというふうに考えております。

○後藤(茂)委員 先ほどの御答弁でもありましたけれども、e-Japan戦略、我が国は五年以内に世界最先端のIT国家となることを目指すとされているわけですが、一番大事なことは、五年の間にどういうスケジュールできちっとやつてくかということだと思います。

そういう意味では、この一年とか二年とか、中間目標ということをお話がありましたが、それなりの対応も、この重点計画、さらに二〇〇二年を目指した中間目標の中で議論をさせていただ

くというふうに思つております。

○竹中國務大臣 五年以内に最先端のIT国家に

なることを目指すということを目標にしておりま
す。ただ、まさにドッグイヤーで、この間も一部
有識者の会では、五年というのは少し長過ぎるの
ではないか、もう早速これを前倒しするようなど
とも議論していいのではないかというようなさら
に野心的な意見も出ました。

しかし、五年というのは大変重要な目標であると私は考えておりますので、その目標に向けて、重点計画では二百二十の施策をそれぞれ達成時期を含めて今示しているところであります。これがやはりタイムスケジュールの管理ということでは重要だと思います。そのうち、一〇〇一年度には二百二十の半分近くの百三二を実施するということになっておりますので、その意味では、少なくとも今議論されているイシューに関しては、タイムスケジュールが比較的示されているというふうに思っています。

e—J a d a n —○○—プログラム、重点的なものについては月末をめどに取りまとめていふのにありますので、世界の流れ、技術の流れが我々の予想を常に超えて進んでいくという現実の中で、今のスケジュールに基づきながらも、さらにそれをパワーアップしていくようなことを常に心がけていきたいというふうに思います。

○後藤(茂)委員 前倒しは幾らやつていただいてもいいので、そういう意味で、最低限おくれさせない基準をどうぞということです。

次に、ちよつと予算編成のことにもかかわることですけれども、平成十三年度の予算編成を見ていまして、高度情報通信社会推進本部というのがいろいろＩＴの推進ということで仕事を始めた年でありまして、各省がＩＴ関連のさまざまな事業をやっておりまして、予算化が進んでおります。ところがよく内容を見ると、各省の施策、ネットインフラの問題にしても、非常に重複投資が多いし、互換性がなかつたり相互連携が全くなかったりする。あるいは、ＩＴ関連事業という新しい看板はかかるっているけれども、旧事業の単なるつ

けかえでしかないようなものがIT界ということ
で非常に殺到しているわけです。

もちろん予算枠を確保するテクニックの問題は承知をしておりますけれども、五月三十一日に発

○後藤(茂)委員　ＩＴの問題について、平沼経済産業大臣に全然伺つておらないわけですかけれども、なつておられますので、議員のおつしやる趣旨を再度かみしめて、ぜひしつかりとやらせていただきたいと思います。

も、副本部長として、最も経済産業省は中心となつてやるべき役所だというふうに思つておりますので、御決意がありましたら一言お願い申し上げま

○平沼國務大臣 後藤先生御指摘のとおり、私も相当副本部長でございまして、昨年の七月から I T 戰略本部そして I T 戰略會議、それが e - J a p a n 構想、こういう形で基本的に計画として結実をいたしました。

ましたように、私も経済財政諮問会議のメンバーでございますので、やはり I-T, e-Japan 構想というのは非常に重要でございますので、そ

ういう予算面でも、そして具体的な計画が着実に実行できるように、最大限の努力を傾注していくたい、このように思つております。

厳しい。そして今大日本をこの間に正面の経済の状況を見ると潜在成長率を大きく下回るおそれが強いという御発言もされているわけです。私は、従来から申し上げているとおり、やはり日本経済の現状を開拓するためには、構造改革を必死でやるしかしようがないというふうに思つているわけであります。

その場合に、三つのポイントが待ったなしの日本経済の再生に必要だというふうに思っていまして、一つは、不良債権の処理を中心とした金融システムの構造改革を短期間に終了する、それとともに政府債務の構造改革についても少なくとも道筋をできるだけ早期に示すこと、これが第一点ですね。それから第二点が、日本経済の再生を可能

にするような、例えば、IT関連の規制緩和だと
か、IT関連のいろいろな政策だと、雇用政策

だとか、サプライサイド政策をきつちりやること、これが二点目ですね。それから三点目としては、

徹底したデフレ対策の金融政策を堅持すること。
この三つはどうしても必要だというふうに考え

ております。たとえその実行に痛みが伴おうとも、こうした構造改革をやらない限り今の泥沼から抜け出ることはできない、これを放置していくとい

○平沼国務大臣　お答えをさせていただきます。
後藤先生御指摘のとおり、停滞と閉塞を打破いたしまして、日本経済の新たな成長と発展を現実のものとしていく、そのためには、構造改革を強

力に推進いたしまして、民間の経済活動が自由闊達に行われるような環境を整備していくことが非常に重要だと認識しております。

こうした考え方のもとで、これまで、昨年末に取りまとめました経済構造改革のための行動計画の実施に取り組んできているところでございます。同計画に盛り込まれたのは、もう委員よく御承知だと思いますけれども、二百六十項目ございまして、その施策のうち一年以内に実施することとされ、百項目につきましては、既に内閣から具体的

された百項目は、既に約〇〇%が具体化されるなど、着実にその進捗が見られており、これらは、まさに経済の真の再生に向けて、その大きな足かせとなつております不良債権問題、一年から三年以内で最終処理を目指しているところでござりますけれども、金融政策というのは日本銀

行の専管事項でございますけれども、景気が悪化しつつある現状におきましては、機動的、弾力的な運営、これを経済産業担当大臣としては期待しているところでござります。

また、御指摘のように、これから構造改革を進めていく過程では、やはり痛みの部分、失業者の増大でございますとか、それから日本の経済の

基盤を支えていただいている中小企業に対する悪影響、そういう事態というものが十二分に想定されるわけでございます。こうした痛みに対処する事が新しい成長の芽を育成するために必要だと思つておりますて、新規市場及び新規雇用の創出に向けた改革を加速させまして、あわせて、能力開発支援等による雇用対策を一体的に進めて、そして同時にセーフティーネットの整備も万全を期していかなければならぬと思っております。

政再建と徹底した歳出構造の見直しによって、簡素で効率的な政府を構築することとしておるわけあります。

なお、金融政策は日本銀行の所管事項でありまして、政府としては、日本銀行の自主性を尊重しつつ、今後、金融政策が政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、引き続き、日本銀行と十分な意思疎通を図りながら経済運営を進めてしまいたい、このように考えております。構造改革の実行に痛みが伴うとしても、構造改革は中期的に我が国経済の有する潜在力を開花させ、民需主導の経済成長を実現するものであるとの考え方から、聖域なき構造改革は必ず実行していくことに変わりはない、このように考えているわけでございます。

○後藤(茂)委員 そういうことでやつていただくな
りで大変心強く思いましたけれども、総理がい
ろいろおっしゃつてある経済政策の姿勢からい
ば、一時しのぎのいわゆるばらまき型の補正是や
らないということになると思います。与党内には

いろいろな声が聞こえているようでありますけれども、この一時しのぎのばらまき型の補正をやるべきでないと考えますけれども、それについての平沼大臣のお考えを伺いたいと思います。

出 生産から引き継ぎ減少する中で、一進一退の動きを続けてきた個人消費にも弱い動きが見られます。また、非常に景気の下支えをしておりました設備投資も前期比では御承知のとおり減少に転じるなど、大変悪化しつつある、こういう現状であります。

こうした景気の脆弱性の背景には、構造問題の解決のおくれが、御指摘のとおりあると思っておられます。現時点では、構造改革なくして景気回復なしとの基本認識のもとに、不良債権処理などの抜本的な構造改革を進めて、新たな成長に向けた環境の整備に集中的に取り組んでいくことが最重要だ、このように思っています。

り、不良債権の最終処理を中心とした緊急経済対策を小泉内閣の第一の課題として、その早急な実施に努めているところであります。さらに、五月底に立上がりました産業構造改革・雇用対策本部、ここにおきまして新規産業と雇用の創出に向けて精力的な議論を行い、中間取りまとめを行つておりまして、加えて、今後の経済・財政の方針を鋭意議論しているところであります。

こうした経済・財政の構造改革を断行することにより我が国経済の再生が図られまして、本格的な景気回復が実現されるものと考えております。そこで、経済構造改革担当大臣としては、今言つた基本的なことをしっかりとやらせていただきたい、このように思つております。

○後藤(茂)委員 必ずしも補正をやる必要がないかかるかといふうに聞いたんではなくて、一時しのぎのばらまき型の補正をやらないかと聞いたんです、大臣のお立場はよくにじみ出ておりました。わかりました。

竹中大臣はいかがお考えでいらっしゃいますか。

○竹中国務大臣 基本的には、一時しのぎの需要拡大というのは、まさに一時的な需要拡大をもたらすだけで、結果として後に大きな財政赤字というコストを残すだけありますから、そういう政策はやはり繰り返すべきではないというふうに考えております。

○後藤(茂)委員 ちょっと時間が押してまいりますので、余りあれなんですが、一言だけ申し上げておきたいのは、私は、総理大臣、そして一体となつて支える経済関係の閣僚の皆さんたちに今の事態を重く受けとめていただいて、やはり経済厳戒令というような、強いリーダーシップを發揮するような局面に来ているんじゃないかな、そういうつもりで経済政策・金融政策の問題等に当たつていただきたいというふうに思つております。

日銀は、不良債権が今そのまま放置されてバンキングシステムから金が出でいかないということ

り、不良債権の最終処理を中心とした緊急経済対策を小泉内閣の第一の課題として、その早急な実施に努めているところであります。さらに、五月二十五日に立ち上がりました産業構造改革・雇用対策本部、ここにおきまして新規産業と雇用の創出に向けて精力的な議論を行い、中間取りまとめを行つております。加えて、今後の経済・財政のあり方については経済財政諮問会議において骨太の方針を鋭意議論しているところであります。こうした経済・財政の構造改革を断行することにより我が国経済の再生が國られまして、本格的な景気回復が実現されるものと考えております。そこで、経済構造改革担当大臣としては、今言つた基本的なことをしっかりとやらせていただきたい、このように思つております。

○後藤茂也委員 必ずしも補正をやる必要があるかかるかというふうに聞いたんでなくて、一時しおぎのばらまき型の補正をやらないかと聞いたんで、大臣のお立場はよくにじみ出ておりました。わかりました。

竹中大臣はいかがお考えでいらっしゃいますか。

○竹中国務大臣 基本的には、一時のときの需要拡大というのは、まさに一時的な需要拡大をもたらすだけで、結果として後に大きな財政赤字といふコストへと残るだけであらりますから、そういう意味

策はやはり繰り返すべきではないというふうに考
えております。

て支える経済関係の關係の皆さんたちに今の事態を重く受けとめていただいて、やはり経済戒厳令というような、強いリーダーシップを發揮するような局面に来ているんではないか、そういうつもりで経済政策、金融政策の問題等に当たつていただきたいと、いうふうに思つております。

日銀は、不良債権が今のままに放置されてバンキングシステムから金が出ていかないということを重く受けとめていただいて、やはり経済戒厳令というような、強いリーダーシップを發揮するよ

あるとすると、貨幣供給量を多少ふやしても、わずかにアナウンスメント効果はあったとしても大きな金融政策の効果が期待できると、正直言つて思っていないと私は思います。金融庁も警察官をやるのが精いっぱいで金融政策の全般を考えるという余裕がない、私はそういう状況だと思っております。そうしたときに、不良債権の処理はどうしてもやらなければならないわけですね。

ただ、私がもう一つあえて言いたいのは、そのときに、ともかく、例えば要注意債権を手荒なことをしてみんな最終処理をしようと言っているんじや決してないのです。つまり、銀行のワークアウトをなくしていくために一齊にかけ声をかけます。そして、もし本当に短期間に不良債権処理問題を手がけるという覚悟とその姿勢を示して行動のスケジュールを示すならば、ただ、座してデフレを待つていただらいいというふうに言っているわけじや決してないのです。

そういう意味では、通常の金融政策の枠組み等で考えられないようないろいろな手立てでそういう条件のもとでなら発動すべきだ。そして、例えばいろいろな部署の責任者に対して絶対の政治的な信任を与えて、その数年間の間それで乗り切る、そういう覚悟を持つべきだというふうに思っています。

金融政策についても、銀行の不良債権を例えば証券化して日銀から銀行に金を回して貰わせるとか、本当のことを言えば、日銀だって貰えないわけじゃないのですが。しかし、そこまで言うかどうかは別として、上場株式ファンドのようなものに資金供給するとか、円安容認が可能となる、そういう交渉を例えればアメリカとする、そういう前提のもとで日銀がどんどん外債を貰うとか、あるいは公的金融機関が一定期間の赤字にある程度は目をつぶって、そして一齊に融資をするとか、そういうトータルな、本当に危機管理という意味での政策を考えるときに入っているのではないかなというふうに私は思っています。

答弁はちょっと時間があれなので、そういうこ

とでぜひやつていただきたいということを指摘いたしまして、次の具体的な問題に移りたいと思います。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案の審議でありますので、e—Japan戦略の中に電子商取引にかかる部分があります。電子商取引というのは、常に新しいものへの挑戦であるわけですから、一般的なルールを最初からきちっとつくるということはできないし、少しごらいのいろいろトラブルがあるかもしれません。それを余りやるべきではない。例えば消費者保護の観点からいろいろな問題が起きても、やはり注意深くルールづくりをしていく必要があるというふうに思つてはいるわけでありまして、そういう意味では、行政についてはノーアクションレターの制度の導入の問題、それから、司法についても、ADRの充実を行うということは非常に重要なふうに思つております。

そういう意味で、ノーアクションレターにつきまして、経済産業省は六月に実施したというふうに認識しておりますけれども、他省の状況がどうなつておられるのか、総務省伺いたいと思います。

○坂野政府参考人 御指摘のノーアクションレターの制度でございますが、ことしの三月二十七日に閣議決定をして各省に導入を行うということを決めたわけでございまして、その際、平成十三年度中の可能な限り早期に実施をするという方針を打ち立てておるわけでございます。

今御指摘のように、経済産業省はこの六月から既に実施に入つておりますが、その他の省はなお現在事務的な準備を進めておるということでござります。各省 今私ども聞き取りをしてどんな進捗状況か聞いておりますが、事務的にはかなり作業が進んでおるということでございますが、もう少し時間がかかるところが大半でございましておりますので、そういう意味では、各省に奮闘してもらわなければいけないわけですけれど

も、取りまとめ部局からも奨励をしていただきたいというふうに思います。

それから、ADRについていろいろ、ちょっと細かいことははしょりましてすばつと伺います。が、司法制度審議会の意見書にあるとおり、弁護士法七十二条の適用について、予見可能性を明確にしていく必要がこの問題については非常に重要なふうに思つております。この問題についての法務省の見解を伺いたいと思います。

○中川大臣政務官 お答え申し上げます。

司法制度審議会意見書において、「ADRに関する共通的な制度基盤の整備」の項目の中で、弁護士法第七十二条については、「少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企画の推進体制において拡充・活性化の方向に向かって積極的に検討してまいりたいと考えております。

したがつて、委員御指摘の問題につきましては、

○後藤(茂)委員 商法の改正というのは、大体、大変時間がかかるわけであります。そういう意味では、ぜひお願ひしたいと思います。

○後藤(茂)委員 商法の改正といつては、少なからず規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企画の推進体制において拡充・活性化の方向に向かって積極的に検討してまいりたいと考えております。

したがつて、委員御指摘の問題につきましては、

○後藤(茂)委員 六月十五日閣議決定がありまして、法務省としてはなかなか大きな閣議決定になつておられるだらうというふうに思ひます。司法制度審議会の意見書は大変重いものであります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。

○後藤(茂)委員 その形で明確化すべきである」としております。

いろいろな若いベンチャーエンジニアと話をしていますと、株式に係る純資産額規制の撤廃の問題等とストックオプションの問題が非常に話題になります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。もちろん、前者は議員立法で今国会に出でておりますけれども、ストックオプションの問題が非常に話題になります。

そこで、伺いますけれども、裁判規範である民法の規定を特別法になつていまして、こういう民法の九十五条という、一般的な規定をとめるといふような特別法は、正直に言つて、立法例としては、商法の改正は、経済のスピードが速い中で経済のスピードにちょっとでも追いついていくよう、ぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

それから、法律案そのものについてでありますけれども、これは民法九十五条のただし書きの規定をとめる特別法になつていまして、こういう民法の九十五条という、一般的な規定をとめるといふような特別法は、正直に言つて、立法例としては、商法の改正は、経済のスピードが速い中で経済のスピードにちょっとでも追いついていくよう、ぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

この法案は、そのような電子商取引の特徴を踏ままして、電子的な方法を用いた契約に限定しまして民法の九十五条それから第五百一十六条等の特例を定めるものでございます。

今申し上げましたように、本案の適用範囲は電子的な方法を用いた契約に限定したものでございまして、電子的な方法を用いた契約に限定しまして民法の九十五条それから第五百一十六条等の特例を定めるものでございます。

この見直しの柱は幾つかございますが、そのう

この見直しの柱は幾つかございますが、そのう

も、CO₂排出量の半分弱にしかならない。した

がいまして、アメリカなり中国なりそういうたと

ころがこの枠組みに入らない限りは、どれだけ

日本、ヨーロッパが頑張ってみても二〇二〇年レ

ベルで三割にも満たない状況でございますから、

大臣としてもあくまでもアメリカに対して説得を

続けるというお気持ちはわからないでもあります

しかし、いつまでもするするとのまま延ばし

ていくということもあれですので、説得するとす

れば、やはり京都議定書で示された枠組みの一部

を柔軟に見直すということについても考えないと、

時間だけたつて結局アメリカは来ないという

ことになりかねないと思います。

もう一度繰り返しますが、その辺を一部柔軟に

見直すというお考えはありますか。

○平沼国務大臣 京都議定書をめぐる交渉は、御

指摘のように、現在難しい局面を迎えておりまし

て、このような状況にあっては、各国すべてに柔

軟な対応が求められると私は考えています。

我が国といたしましては、今日の難しい状況下

におきまして、京都会議で国際的な合意を取りま

とめたという貢献を思い起こしまして、いま一度

知恵を出していかなければならぬ、このように

も考えております。

ただし、現時点では、具体的な米国の方針も明

らかになつております。そして、米国、欧州、

我が国がどのような形で歩み寄り、合意を目指す

ことができるか、具体的に見通しがまだ難しい状

況でござります。したがいまして、総体的には、

今先生御指摘のとおり、最大の排出国である米国

が入ることがこの問題のポイントでございますか

ではないか、私はこのように思つています。

○北橋委員 それでは、日米首脳会談の結果を見

守りたいと思っております。

続きまして、大臣のいらっしゃるときにお伺い

しておきますが、日米の話し合いの中では、ミサ

イル防衛問題を初めとして、主要な議題がテーマ

に上がる、こう聞いておりますが、当然、経済問

題についても率直な意見交換が行われると思いま

す。

その中で、最近、アメリカ政府がまた保護主義

に転落をし始めつつある、そういう傾向が議会に

も政府内部にも出てきております。これはさきの

委員会におきましても当方から質問をさせていた

だときまして、的確な答弁をいただいたところであ

りますけれども、以来、ブッシュ政権がまた風雲

急を告げるよう、ITCの方に対し通商法二

〇一条に基づく緊急輸入制限 セーフガードの調

査開始を要請した、このように伝えられておりま

す。

そこで、大臣にお伺いいたします。

これについては、経済産業大臣としても極めて

遺憾な内容であるという、保護主義を戒めるよう

な御発言を既にされておりまして、私、それを評

価させていただいております。アメリカ政府は、

京都議定書もそうですが、ヨーロッパが言つても日本が言つてもなかなか聞く耳

を傾けてくれないところもございますので、そう

いった意味で、EUのこの問題に対する対応とい

うのは、これはもう保護主義的措置につながると

いふことで、その批判に加えてWTOへの提訴も

辞さずという方針を既に表明しております。私は

それは当然なことだと思っておりまして、これだ

けの経済力を持つた超大国が保護主義的になつ

て、自分の都合の悪いところについて、アンチダ

ンピングの内容もそうですが、統いて

セーフガードの措置ということになりますと、そ

れこそもう世界に保護主義が蔓延していくことは

必至でございまして、そういう意味では単に鉄鋼だけの問題ではない、世界経済の自由貿易主義にかかる問題につながっている、こう思つてお

ります。

と思うのですが、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 御指摘の鉄鋼に関する米国の二

〇一条調査につきましては、ブッシュ大統領の指

示に基づき、近々米国通商代表部から米国国際貿

易委員会に対して正式な調査開始要請がなされる

もの、このように承知しております。

米国に對して世界からの鉄鋼輸入が、御承知の

ようにおおむね減少傾向にある中で、米国鉄鋼業

が抱える本質的な問題は、米国鉄鋼業自身の競争

力低下によるものだと我々は認識しております。

この問題の解決を図ることなく安易に保護主義

的措置を講じても本質的解決にはならないと考え

ております。御指摘いただきましたけれども、

六月六日に私はその旨を大臣談話として発表をす

るとともに、今月七日、上海でUSTRのゼーリック

代表とバイ会談をいたしました。そのときも、

私は今言つた趣旨を非常に強く伝えましたとこ

ろ、ゼーリック代表からは、この問題に関しては

WTO協定に整合的に対応することを保証する旨

の回答を得られておりまして、米国調査当局がこ

の点を正しく理解した上でWTOセーフガード協

定に基づき公正かつ厳格に調査を進めていく、こ

ういったことを、ゼーリック代表の発言がありま

したから、期待をしております。

今後とも、米国政府の動きを注視し、さまざま

な機会をとらえて米国政府に対する働きかけを行

うとともに、欧州等各国と連絡を密にしつつ対応

を検討していきたい、このように思つてお

ります。

○北橋委員 欧州と連携を密にというのは、WT

O提訴も辞さずという、EUと同じような立場に

立つということです。

○平沼国務大臣 それは、ゼーリック代表がWT

Oとの整合性を十分考慮する、こういうことを言

いました。しかし、それを逸脱するようなことがあれば、私どもはEUと共同歩調をとる、そういう場合もある、こういうことがあります。

○北橋委員 参議院の審議に間に合うようにお立

ちになるということですが、一点だけ聞かせてく

ださい。

セーフガード、日中間の摩擦がかなり深刻にな

らうとしておりますが、ついに報復措置がとられ

ました。率直な大臣の今後の対処方針、それをお

伺いして、退出していただいて結構です。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

中国が一昨日の晩に発表した報復措置は、WT

O協定から見ても、また日中貿易協定から見ても

正当化し得ないもので、非常に遺憾だと思ってい

ます。

本問題は、冷靜かつ粘り強い協議を通じて解決

すべきものだと思っておりまして、日本側としては、中国に對して自制を求めていきたい、このよ

うに基本的な考え方を持っております。

○北橋委員 それでは、セーフガードの問題につ

いては、まず第一に、日中間の貿易担当責任者の間

でどのような意思疎通が図られているのかとい

う問題であります。

といいますのは、木箱の検疫を強化するとい

うことで、その批判に加えてWTOへの提訴も

辞さずという方針を既に表明しております。私は

それは当然なことだと思っておりまして、これだ

けの経済力を持つた超大国が保護主義になつ

て、自分の都合の悪いところについて、アンチダ

ンピングの内容もそうですが、統いて

セーフガードの措置ということになりますと、そ

れこそもう世界に保護主義が蔓延していくことは

う折衝の窓口を持つておられるんでしょうか。

○古屋副大臣 大臣が参議院で席を外しましたので、かわりに答弁をさせていただきたいと思いま

す。今御指摘の件は、木箱の検疫であるとかそういう問題が生じて、中国との直接的なバイブルはどうなのかといった趣旨の御質問だと思います。

まず、当省では、本件解決のための話し合いのバイブル以外にも、対外経済貿易合作部、国家経済貿易委員会、国家開発計画委員会など、中国の主要な経済省庁との間で、これは次官級でございま

すが、協議の場を継続的に持っております。

中国とは、従来から以上のような場で、対話、情報交換に努めておるわけでございまして、今後もより一層、連携強化、緊密化を図つてまいりたいというふうに考えております。

なお、木箱の検疫の件でござりますけれども、関係業界に対する調査を行つたところ、調査時点では、影響を受けていたものも一部散見されました。しかし、大多数の貨物は平穀に通関しております。ということでおございいます。御報告を申し上げます。

○北橋委員 報道によりますと、日中間は、事務局レベルではかなり突っ込んで話し合いを続けておりまして、中国側からは、こうすべきであるという具体的な提案を示したところ、日本側が拒否をしたということになつてゐるんです。それは経済産業省はかかわっているんですか。

○古屋副大臣 お答えをいたします。

ネギ等の三品目のセーフガードにつきましては、昨年の十二月に調査が開始をされて以来、中國側との間で数回にわたりまして協議を重ねております。特に三月、本件を担当する中国外経貿易部の担当次官級幹部が来日をいたしまして、農水省の当時の松岡副大臣が訪中をするなど、精力的に協議が行われたというふうに承知をいたしております。

また、その後中國側が提案した内容は、民間業界間での調整強化、情報交換の強化といったもの

で、具体的な解決になるというたぐいのものではございませんでした。

その後の暫定措置の発動を決定した四月の中旬、農水省の松岡副大臣が再度訪中をいたしました。中国側に双方に受け入れ可能な代替案の提案を促しましたけれども、これに対しては特段の返事がないままになっている、こんなふうに承知をいたしております。

また、さらには暫定措置発動後の六月四日にも訪中をいたしまして、協議を行うなど、日本側としては合意による解決を目指した努力を継続的に続けておりまして、中国側の主張にはちょっと承服しがたいものがあるなというふうに考えております。

○北橋委員 もう一度確認します。

日中間のセーフガードの発動、そしてまた報復については合意による解決を目指した努力を継続的に続けておりまして、中国側の主張にはちょっと承服しがたいものがあるなというふうに考えております。

○北橋委員 もう一度確認します。

日中間のセーフガードの発動、そしてまた報復については合意による解決を目指した努力を継続的に続けておりまして、中国側の主張にはちょっと承服しがたいものがあるなというふうに考えております。

○北橋委員 もう一度確認します。

日中間のセーフガードの発動、そしてまた報復については合意による解決を目指した努力を継続的に続けておりまして、中国側の主張にはちょっと承服しがたいものがあるなというふうに考えております。

○古屋副大臣 お答えいたしました。

○古屋副大臣 このネギ等の三品目に限らず、やはり自由貿易体制が原則でございますけれども、その中でセーフガードというものは、やはり国内産業に構造調整を行う猶予を与えるための緊急避難的かつ一時的な措置としてWTOで正式に認められている措置でございまして、WTO協定上も、調整を容易にするために必要な限度において実施しております。

協議の中では、暫定措置のWTOの協定の整合性であるとか農産物輸入問題の解決策についての協議をしていくというふうに聞いております。最近の協議では妥結には至つておりませんけれども、今後とも鋭意協議を重ねていきたい、このよう

に思つております。

○北橋委員 これは、省あつて国家なことは申しませんけれども、農林水産省は農林の、自分のところを担当する、そこで通商についても具体的に部署があつて、精力的にやつております、どの官

かつているときに、やはりこの機会に、ネギ、シイタケは農林だ、あるいは今度報復を受けるところは経済産業省だ、こういう縦割りではなくて、政府として一体となつた日中の協議機関を早急につくるべきではないのか。

これまで、木箱のときもそうでした、自動車の輸入量の削減のときもそうでした、見守つていくと、まだ具体的に話がないとか、問い合わせて

いる段階であると。ここには、日中間で確にこの問題を乗り越えていくという、実務者の責任者がレベルでつくった協議機関というものがいいから、やはりそういうことになるのではないか。

そういった意味で、このセーフガードの問題をこれから解決していくに当たりまして、経済産業省が通商政策の責任ある政府内の部署だと私は思

いますので、そのもとにしっかりと体制をつくつて、日中間で、情報が来ているとか来ていないとかそういうことでないよう、しっかりとした連絡機関をぜひとも設置すべきであると提案しますが、いかがでしょうか。

○古屋副大臣 このネギ等の三品目に限らず、やはり自由貿易体制が原則でございますけれども、その中でセーフガードというものは、やはり国内産業に構造調整を行う猶予を与えるための緊急避難的かつ一時的な措置としてWTOで正式に認められている措置でございまして、WTO協定上も、調整を容易にするために必要な限度において実施するというふうに規定をされております。

また、今後、ネギ等の三品目につきまして確定措置発動の是非について検討を行うこととなりますが、現在農林水産省において、これら三品目の構造調整方策について検討しているところでございますけれども、やはり確定措置の発動の是非の検討に当たっては、構造調整方策等も十分に協議をした上で、関係省庁とも密接な連絡をとりながら総合的に判断をしていくことになるとと思

います。

競争社会であるからセーフティーネット、セーフガードであるということを考えると、しかし日本

の経済運営を同時に考えますと、これからさら

にデフレ圧力が強まることを若干覚悟しなければいけないということになると、結果的にはその間

外需にまた依存するというような局面もマクロバランスからは考えられない。外需に依存するに當

いらっしゃるわけでしょう。ところが、次官や大臣の、これまでの一連の中国側の対応に対しても、正式に話は來ていないとか、見守つてしまふとか、およそ的確に情報をキャッチして協議するような体制になつていて、その点が不備だと申し上げているわけあります。またそれは改め

て提案をする場もあると思いますが、大変残念であります。そんなことで本当に日中間のこの問題が解決がつくのだろうかと大変不安に思いました。

さて、竹中大臣、お忙しい中お越しただきました。まさに恐縮であります。今セーフガードの論点を議論させていただいておりますが、竹中大臣は、このセーフガードの発動という問題についているんですけれども、政府の通商担当の責任者が、いかがでしょうか。

さて、竹中大臣、お忙しい中お越しただきました。まさに恐縮であります。今セーフガードの論点を議論させていただいておりますが、竹中大臣は、このセーフガードの発動という問題について、基本的には何のどのような御所見をお持ちでした。

確定措置の発動の是非の検討に当たっては、このような構造調整方策等を十分に検討した上で、総合的に判断していくということに相なるわけだと思います。

○北橋委員 局長に御答弁をお願いいたします。

産業構造審議会においては、セーフガードの発動について、基本的に慎重であるべきだという意見が大勢を占めたと聞いておりますが、その点はどうだったのでしょうか。

○佐野政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員の御指摘のところは、平成十三年五月の九日に、産業構造審議会特殊貿易措置小委員会から、「セーフガード措置についての考え方」ということで発表されたものについての御質問かと存じます。

そのところの部分でございますが、幾つかの項目がござりますが、ある品目について確定的なセーフガード措置の発動を判断するに当たっては、当該品目を生産する国内産業の調整の見通しについても十分検討するべきである、すなわち発動期間中に我が国産業の競争力が回復するか、またその他の態様で国内産業の調整が行われるという見通しのもとで、当該品目について確定的なセーフガード措置を発動すべきであるという意見が述べられていることはそのとおりでございました。

私どもは、このセーフガード措置の考え方、一から五までのバラグラフがございますが、これらを受けとめまして、現在、セーフガード措置を発動するかどうかを判断するに当たりましては、これららの意見を十分尊重しながら、決定をしてまいりたいというふうに考えております。

○北橋委員 大臣にお伺いいたします。
今セーフガードの日中間の問題を続けていたるのではございませんので、農林水産省と、そしてカウンターパートである中国側のそういう窓口ともしっかりととしたルートがあり、そういう交渉の場でござりますけれども、中国の貿易担当次官が会見でこういうことを言つています。今後、どうするかは日本の行動次第だということであります。

貿易戦争に例えるならば、先に手を出したのはどちらかということになりますが、暫定発動を決めたのは日本側でございます。それに対していろいろな動きがあつて、ついに報復関税という話が出てきているわけでございます。

六月五日に、平沼・石原易相会談というものが開催されました。お答えをさせていただきます。

さきの上海で行われましたAPEC貿易大臣会議の前後に、私のカウンターパートであります石部長とは二度話し合う機会が実はありました。APEC会議前夜の正式なバイ会談で話し合いましたのは、専らAPEC会議の進め方だったわけですが、いまして、二回目は、開幕日八日の昼食会のときには立ち話をいたしました。そのときに、石部長からは、全体から見れば、この野菜三品目といふのは小さな問題だから両国の関係を考えれば、それは小さな問題だから両国の関係を考えれば、そう事を荒立てないで、うまく話し合つて解決をしていくこ、こういう趣旨のお話がございましたので、私も同感だ、こういうふうに申し上げました。

問題を大きくせず、話し合いで解決したい、こういうことでございましたので、私も、これから両国間というのは大切な関係ですから密接な話し合い、こういうことをある意味では期待をしていたところでございますけれども、今回の報復措置を用いた交渉というのは、私と担当部長である石部長とのやりとりとはそぐわない、こういうふうに感じております。私は大変遺憾だと思っております。

○北橋委員 お答えをさせます。

私は、最終的には私と石部長との話の中でやつていいべき問題だ、このように思っています。

○北橋委員 これから、いろいろな製品、品目に

だ、こういうことでございますので、石部長とのそういう話もありますから、いろいろなチャネルを通じて経済産業省といたしましても、話し合ひの場を設けて、そしてうまいソフトランディング、それに向けて努力をしていきたいなというふうに思っています。

○北橋委員 報道でも、首相は冷静に協議をしていくと。大臣も話し合ひ解決を望むということでおざいますが、その場合に、中国側と話し合う責任者はどなたですか。ネギの問題だと農水相が出てかかる、報復関税で工業製品にかかってくることになると経済相が出ていかれる。窓口をしっかりと一本化すべきだと思います。私は、政府内部に

おいて重要な役割を果たすのは、平沼大臣ではないかと思つていて、どなたが責任者になつてどういう方向で話し合ひをされるのですか。

○北橋委員 この問題に関しては、中国側からは、その具体的な内容などか時期、こういふものについては、まだ一切明言がありません。

そういう中で、今北京にある日本大使館が実際に抗議に行つている。今そういう状況の中で、私どもは、最終的には私と石部長との話の中でやつて

いくべき問題だ、このように思つています。

○北橋委員 これから、いろいろな製品、品目に

ついで、国際的なそういう問題というのはいっぱい出てくると思いますが、基本的にはそれぞれの省が外交をやつていています。私は、

これが、このように思つています。

○北橋委員 これから、いろいろな製品、品目に

ついで、国際的なそういう問題というのはいつ

ぱい出てくると思いますが、基本的にはそれぞれ

の省が外交をやつていています。私は、

これが、このように思つています。

○北橋委員 これから、いろいろな製品、品目に

ついで、国際的なそういう問題というのはいつ

ぱい出てくると思いますが、基本的にはそれぞれ

の省が外交をやつていています。私は、

ない、塩川財務大臣もそうコメントされている報道がありますが、大臣はどうお考えでしようか。

○平沼国務大臣 日中間というのは大変大切な関係であります。したがいまして、これが端緒になりましたとして、マスコミの表現なんかをかりますと、両国の貿易戦争なんというような言葉がありますけれども、そういう形にならないように、私どもとしては、絵理が言われたようにやはり冷静な話し合ひの中で早期に解決をしていかなければいけない、これ以上拡大するようなことはやはり基本的に避けねばなりません。

○北橋委員 お持ちで思つております。

もうあとわずかの時間でございますが、これから夏、秋にかけてまして、石原担当大臣を中心に、金融機関の統合も検討されております。大臣の記者会見でのコメントも承知しておりますが、総理並びに石原担当大臣に、積極的に協力する意思はお持ちでしようか。

○平沼国務大臣 お答えいたします。

我が国経済社会システムを二十一世紀にふさわしいものにしていくため、民間でできることは民間にゆだね、地方でできることは地方にゆだねる、その原則に基づきまして行政の構造改革を進める

ことは、小泉内閣の重要課題の一つであります。

特殊法人や認可法人は、政策金融、公共投資、

中小企業対策、エネルギーの安定供給など、さま

ざまな公益的な観点から政策の実施機能を果たし

てきたおりますが、昨年十二月の行政改革大綱に

基づき、新たな時代にふさわしい行政組織、制度への転換を目指す観点から、現在、石原行政改革担当大臣の主導のもとに、内外の社会経済情勢の

変化を踏まえた抜本的な見直しの作業が進められ

ているところであります。

経済産業省いたしまして、民間が活力を最大限に發揮できる経済社会を目指して構造改革に

聖域なく取り組むとの方針のもとに、当省所管の特殊法人等の事業及び組織についてゼロベースから抜本的な見直しを行ってまいりたいと思っておりますので、小泉総理、石原大臣と当然協力をしないかなければならない、このように思つています。

○北橋委員 時間が参りました。

具体的に、石油公団なりそういった問題についてもやりとりしたかたつたわけでございますが、最後に、これは私からの強い要望でございます。

ブルサーマルの理解活動について連絡協議会をおつくりになられまして、大臣もこれから精力的にこれを動かしていくということでございます。

今回の住民投票の結果は大変残念でございましたが、私どもは基本的に、政府の理解活動というものが不足していたのではないか、このように考えておりまして、それをこれから開始されるということは評価をさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、原子力の平和利用は極めて重要な国策だと私どもは考えておりますので、この連絡協議会、そして理解活動をこれからさらに強めいただきまして、円滑にブルサーマルが理解をされるように一層の努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

○山本委員長 達増拓也君。

○達増委員 まず最初に、来年度予算について一般的な質問をさせていただきます。

報道されているところによりますと、小泉内閣は来年度予算はマイナスシーリングでいくと言つておられるようあります、経済産業省は何をどのくらい減らすつもりなんでありましょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

経済産業省の来年度の予算に関するお尋ねでござりますけれども、来年度予算の大枠については、政府として、シーリングのあり方を含めまして、現時点で具体的な方策は決定していないものと承知しております。

いずれにいたしましても、現在政府において、

時間が参りました。

具体的に、石油公団なりそういった問題についてもやりとりしたかたつたわけでございますが、最後に、これは私からの強い要望でございます。

ブルサーマルの理解活動について連絡協議会をおつくりになられまして、大臣もこれから精力的にこれを動かしていくということでございます。

今回の住民投票の結果は大変残念でございましたが、私どもは基本的に、政府の理解活動というものが不足していたのではないか、このように考えておりまして、それをこれから開始されるということは評価をさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、原子力の平和利用は極めて重要な国策だと私どもは考えておりますので、この連絡協議会、そして理解活動をこれからさらに強めいただきまして、円滑にブルサーマルが理解をされるように一層の努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

○山本委員長 達増拓也君。

○達増委員 まず最初に、来年度予算について一般的な質問をさせていただきます。

報道されているところによりますと、小泉内閣は来年度予算はマイナスシーリングでいくと言つておられるようあります、経済産業省は何をどのくらい減らすつもりなんでありましょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

経済産業省の来年度の予算に関するお尋ねでござりますけれども、来年度予算の大枠については、政府として、シーリングのあり方を含めまして、現時点で具体的な方策は決定していないものと承知しております。

いずれにいたしましても、現在政府において、

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

（

雑誌にしょっちゅう報道、特集されるのですが、インパクについてはそういうメディアのカバーがないのですね。でも、その分をまさにサイバースペース、ネットの中で補つていいと思うので、そういう工夫も含めて、まだまだ中途半端なので、頑張らなきやだめだと指摘させていただきます。

それでは、今回の法案、電子消費者契約法案についてまず伺いたいと思います。

電子消費者契約において、パソコン等の操作ミスにより消費者が意図しない申し込みまたは承諾をしてしまった場合、消費者が契約の無効を主張することができるようになるのがこの法の趣旨でありますけれども、まず伺いたいのは、携帯電話を使ったインターネット接続も対象になるのかと、いうことになります。

ドコモの「モード、auのEZウェブ、またJフォンのJスカイなど、特に最近、日本では携帯電話によるインターネット接続がどんどん普及しております。そこで電子商取引が行われる機会もどんどんふえている。

法文の方を読みますと、「電子計算機の映像面を介して締結される契約」とあるのですが、この電子計算機に携帯電話も含まれるかという質問であります。

○古屋副大臣 お答えいたします。

今法案の対象となる機器は、インターネットに接続をされるすべての端末が含まれます。それは携帯電話も当然モバイル機器もすべて含まれております。そして、Jモードあるいは今御指摘があつたLモード、これから始まりますけれども、こういったものもすべて対象になります。

○達増委員 また、この法案は電子商取引を促進することが趣旨と理解しておりますけれども、電子商取引には、いわゆるインターネット通販のよう、通信販売、直接物を注文してその商品が送られてくる、そういうものがまず基本的にはあるわけですけれども、最近、物だけではなく、サービスの提供もどんどんふえてきていると思います。

の方からもお答えをさせていただいたと思います

が、例えば三回以上継続、反復して個人間同士で契約を行う、なおかつ、本人の意図があるということには、これは対象となり得るということです。

また、電子契約の成立時期を定める四条につきましては、事業者間取引、個人間取引、事業者との間の取引を問わず、適用対象となつております。

○古屋副大臣 委員御指摘のように、インターネットを通じたサービスの形態というのはいろいろなものがあります。したがいまして、本法案では、そういうたネット上で取引される財・サービスの種類を問わず、すべてのサービスの取引を対象としているわけであります。今御指摘のあつた有料サイトへのアクセス等々も当然のことながらこの法案の対象に含まれているわけでござります。

○達増委員 インターネット上のビジネス、電子商取引の世界もまさに、今まで事業者と消費者の間で行われたようなことを消費者間で行う、そういう場をつくること自体が新しいビジネスモデルとして商売になるように、非常に変化の大きいところで、また今までなかつたようなビジネスモデルを開拓するところでありますから、そういうたところをきちんとフォローしながら、法の運用また法の見直し等を今後考えていかなければならぬということを指摘したいと思います。

さて、この法案の第三条でありますけれども、ところをきちっとフォローしながら、法の運用また法の見直し等を今後考えていかなければならぬということを指摘したいと思います。

○古屋副大臣 お答えいたします。

これも電子商取引の中で最近どんどん伸びている分野、私も周りの友人、二十代、三十代の若い世代が盛んに利用している話を聞くでありますけれども、これは、事業者が設定するホームページを経由して個人と個人が商品の取引をする。自分が持っている何か値打ちのありそうなものある人は使わなくなつたものを売りますと登録し、そして買いますという人がお互いの値段の交渉をしたり、あるいはオークション、競りにかけるような形をとつて、消費者と消費者の間で、個人と個人の間で取引を行う、そういうネットオークションもこの法律の対象になつてているのでしょうか。

○古屋副大臣 お答えいたします。

この確認を求める措置といふことがありますけれども、いろいろなホームページの画面のつくり方を行なう意思の有無について確認を求める措置を講じた場合」と書いてあります。そういう場合には民法九十五条のただし書きの例外として扱う。

この確認を求める措置といふことがありますけれども、いろいろなホームページの画面のつくり方が考えられると思います。商品を注文して、最後にボタンを押すと、それを押すと、

それでもう契約が確認された扱いになつて次に行つてしまふとか、でも、それだと受け手としては確認したものではない。

つまり、確認の仕方、丁寧なきめ細かい確認の仕方から非常に難であるまいな確認の仕方までい

ます。事業者が電磁的方法によりましてその映像面を介して消費者の申し込みを行う意思の有無について確認を求める措置、こういうふうに規定をされております。

実際の電子商取引を想定していただくと、いわゆるウェブ上の確認画面のよう、申し込み内容をよく確認するわけですね。それで、訂正できる画面が独立の画面として設定されているケース、これがそれに当たるのじやないかなとうふうに考えております。

ただ、個別具体的なケースについては、本法案の確認措置に当たるかどうか疑義があるケースが生じることがあります。こういった場合にはつきましては、当省いたしましても、消費者の相談にきめ細かく応じていくなど積極的に対応していくべき、このように考えております。

○達増委員 インターネットのホームページの画面のつくり方は、わかりやすく簡潔に、そういう方向性もあるのですが、一方ではクールな画面といふ言葉もあります。ほかのホームページに

いふような独自性の高いオリジナルの画面、独特なものをつくつていこう、そういう方向性もありますして、そういうバランスをとりながら事業者もいろいろ工夫をしていくと思うのですけれども、その辺、混乱のないような法律の運用を期していくなければならないということを指摘させていただきます。

○古屋副大臣 お答えいたします。

この確認を求める措置といふことがありますけれども、いろいろなホームページの画面のつくり方は、事業者と消費者との間の取引を対象としておりまして、今御指摘があつたいわゆるCFCは原則として対象にはなっておりません。

しかし、消費者契約法の答弁の際にも旧経企庁

確認措置につきましては、この法案の第三条に、

まず、事業者が電磁的方法によりましてその映像面を介して消費者の申し込みを行う意思の有無について確認を求める措置、こういうふうに規定をされております。

実際の電子商取引を想定していただくと、いわゆるウェブ上の確認画面のよう、申し込み内容をよく確認するわけですね。それで、訂正できる画面が独立の画面として設定されているケース、これがそれに当たるのじやないかなとうふうに考えております。

ただ、個別具体的なケースについては、本法案の確認措置に当たるかどうか疑義があるケースが生じることがあります。こういった場合にはつきましては、当省いたしましても、消費者の相談にきめ細かく応じていくなど積極的に対応していくべき、このように考えております。

○達増委員 インターネットのホームページの画面のつくり方は、わかりやすく簡潔に、そういう方向性もあるのですが、一方ではクールな画面といふ言葉もあります。ほかのホームページに

いふような独自性の高いオリジナルの画面、独特なものをつくつていこう、そういう方向性もありますして、そういうバランスをとりながら事業者もいろいろ工夫をしていくと思うのですけれども、その辺、混乱のないような法律の運用を期していくなければならないということを指摘させていただきます。

さて、電子承認通知の到達主義の採用について質問をいたします。

今回のこの法律によりまして、電子メール等の電子的な方法を用いて承認の通知を発する場合に、その契約成立時期は承認の通知が到達した時点、いわゆる到達主義とするというのが趣旨でありますけれども、この電子メールの到達というのを、実際パソコンを前にしてどういうときなのかと考えてみた場合、基本的には、これはメールサーバーにそのメールが入った時点ということなの

か、そこを確認させていただきたいと思います。

特に、自分でサーバーを持つ電子メールのやりとりをすれば、自分のところにメールが届いた、自分の持っているサーバーにメールが入ったという、非常にわかりやすいパターンなのがありますけれども、実際に消費者、多くの個人でインターネットを利用している人は、いわゆるプロバイダーという事業者を介して、そのプロバイダーのサーバーのところに自分のメールボックスを持っていて、そのメールサーバーから電子メールを引つ張り出してきて読むわけです。ですから、それを引つ張り出して自分のパソコンのハードディスクなり記憶装置のところに届いたときとすると、これはかなり違つたことになると思うのです。

例えば、結構いろいろなプロバイダーがあります。プロバイダーのトラブルによりまして、事業者がメールサーバーには電子メールを既に出した、そこには入っているとしても、それを取り出すことができないトラブル、そういうことが発生したりもいたします。そうなると責任はどうなるのかという問題もありますので、まずその到達時期について、これはメールサーバーへの送信完了をもつて到達とみなすのかということを確認したいのが一つと、もう一つ、その場合、プロバイダー、第三者の事業者の過失でトラブルが発生し、そこから消費者、受け手がメールを引き出せない、メールがあるのかどうかもわからない、そうした場合の責任の問題はどうなるのか。この二点、伺いたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

現行の民法において、意思表示の到達については既に確立した判例通説によりまして、相手方が了知可能な状態になつた時点と解釈されております。したがいまして、今御質問の電子承諾通知についてでござりますが、相手方がメールサーバーにアクセス可能となつた時点をもつて到達したものと解されると考えております。

その際、御指摘のように、サーバーの故障等の特別な事情のあつた場合にどうなのか。これは裁

判規範でございますので、個々の事例に応じて、裁判所において到達の時点を適切に判断されるというふうに考えております。そのときに、またこれらも御指摘のあつたように、当事者に損害が生ずる場合もなしとしない。そのときは、当事者間の契約や、いざれかの当事者に過失があつたかどうか、個別の事情によって損害賠償等の責任の負担関係が定まると考えております。

○達増委員 次に、不正競争防止法改正案について質問をいたします。

今回の改正で、ドメインの取得について、利得や加害を目的とする場合、それが不正競争に当たるという改正案でありますけれども、例えば、趣味である企業の名前のドメインを自分のものにして、その商標やそれに類似のものを自分のホームページのドメインにしたい、URLにしたい、そういうふうに利得とか加害を目的とせずにそういう商標や商標類似のドメインを取得すること、これについては今回の改正の対象になつてないということがあります。

○古屋副大臣 お答えをいたします。

趣味でドメイン名を取得した場合はどうなのかということをございますけれども、今回の改正案は、あくまでも、不正の利得を得る目的または他人に損害を加える目的が認められる場合については、あくまでも、不正の利得を得る目的または他人に損害を加える目的が認められる場合について救済を与えるものでございます。したがいまして、このドメイン名というのはだれでも原則先着順で自由に登録ができる、インターネットの参加といふもの最容易にするという現行ドメイン制度の長所を生かす、一方では商標権者の保護というものが一つと、もう一つ、その場合、プロバイダー、第三者の事業者の過失でトラブルが発生し、そこから消費者、受け手がメールを引き出せない、メールがあるのかどうかもわからない、そうした場合の責任の問題はどうなるのか。この二点、伺いたいと思います。

○平沼國務大臣 ドメイン名をめぐる問題はいろいろあるわけでございまして、ある面では我が国内外で深刻な問題ともなっております。当面を考えますと、後半御指摘があつたそういう面での紛争は、増加していく傾向にあるのではないかと伺いたいと思います。

今回提出させていただきました不正競争防止法改正法案というものは、まさにかかる認識に立つて、ドメイン名紛争の実効ある解決を図るために提出をさせていただきました。

今後の取り組みでございますけれども、まずこの法案を可決していただきたい上で、その内容につき広く周知徹底を図つていかなければならぬと思つています。そのほかにも、ドメイン名に関する裁判外紛争処理制度、ADRを一層活用しやすくするための環境整備もしなければならないと思つておりますし、ICANNやWIPOなどによると、ドメイン名に関する国際的な各種ルールづくりへの積極的な関与をしていかなければならぬと思つています。

○達増委員 このドメインについては、ホームページを見て、インターネットの参加といふもの最容易にするという現行ドメイン制度の長所を生かす、一方では商標権者の保護というものが一つと、もう一つ、その場合、プロバイダー、第三者の事業者の過失でトラブルが発生し、そこから消費者、受け手がメールを引き出せない、メールがあるのかどうかもわからない、そうした場合の責任の問題はどうなるのか。この二点、伺いたいと思います。

○古屋副大臣 お答えをいたします。

趣味でドメイン名を取得した場合はどうなのかということをございますけれども、今回の改正案は、あくまでも、不正の利得を得る目的または他人に損害を加える目的が認められる場合については、あくまでも、不正の利得を得る目的または他人に損害を加える目的が認められる場合について救済を与えるものでございます。したがいまして、このドメイン名というのはだれでも原則先着順で自由に登録ができる、インターネットの参加といふもの最容易にするという現行ドメイン制度の長所を生かす、一方では商標権者の保護というものが一つと、もう一つ、その場合、プロバイダー、第三者の事業者の過失でトラブルが発生し、そこから消費者、受け手がメールを引き出せない、メールがあるのかどうかもわからない、そうした場合の責任の問題はどうなるのか。この二点、伺いたいと思います。

○平沼國務大臣 ドメイン名をめぐる問題はいろいろあるわけでございまして、ある面では我が国内外で深刻な問題ともなっております。当面を考えますと、後半御指摘があつたそういう面での紛争は、増加していく傾向にあるのではないかと伺いたいと思います。

今回提出させていただきました不正競争防止法改正法案というものは、まさにかかる認識に立つて、ドメイン名紛争の実効ある解決を図るために提出をさせていただきました。

今後の取り組みでございますけれども、まずこの法案を可決していただきたい上で、その内容につき広く周知徹底を図つていかなければならぬと思つています。そのほかにも、ドメイン名に関する裁判外紛争処理制度、ADRを一層活用しやすくするための環境整備もしなければならないと思つておりますし、ICANNやWIPOなどによると、ドメイン名に関する国際的な各種ルールづくりへの積極的な関与をしていかなければならぬと思つています。

○達増委員 このドメイン名をめぐるいろいろなトラブルについて、過去の判例や仲裁の例などで、かなり本質をとらえ、バランスのとれた解決の例が積み重なつてきていくと思います。そういうふうな道案内の機能が充実したり、そういう独自の秩序が発達していくれば、余り、ドメインをめぐるトラブルもなくなるべくくるのではないかというふうな形

いうことで措置をさせていただいたものでござります。

自治体から要望を出していたましまして、その要望を踏まえまして、全国の千五百の児童館で約

五千台のパソコン等の補助をいたしまして、交付金の措置をいたしましたのが年度末ぎりぎりでこ

としの三月でございまして、今まさにその導入や活動が始まろうとしているところだというふうに思っております。

○大森委員 予算の総額で約二十八億円というぐあいに伺っておりますけれども、いたいた事業のマニュアル、説明書では、例えばパソコン操作活動、習得を通じた集団活動、パソコンを使った創作活動、さらにホームページやチャットを使つた子供同士の地域や児童館の情報交流、さらには海外の児童との交流等々が挙げられているわけですね。

それで、これは私もたまたま知り得たものですから調べますと、これは東京のある行政区でありますけれども、児童館が五十ー館、五十ー館になりますが、児童館が五十ー館、五十ー館に六台のパソコンなどで合計三百八台、プリンターが五十二台、これは費用が三千三百三十九万円ということになつたわけですね。それで、既に動いているわけなんですが、実態はゲームしかできない。それから、関係の職員や児童館の指導員の皆さんの声なんですが、次々に新しい機種になるので何年か後に古くなつたときに子供たちが見向くもしないんじやないかということとか、子供同士ますますコミュニケーションがとりにくくなるのではないか、みんなやつているときはゲームばかりだということで、それにも多少なりの意義はあるかもわかりませんが、こういう事業の目的からいつて非常に寂しいような今現状じやないかと思ふんですね。

これは、厚生労働省を中心に教育関係、あるいは文部科学省等で教育等々でこういうIT戦略に関連した事業がやられておると思うんですけども、いわば仮をつくつて魂入れずというような、そういうような状況があるんじやないかと思ふんですね。

です。厚生労働省の方でも今こういう事業の途中であるようではありますけれども、その実態について一度きつちりと調査をされたらと思うんです

が、いかがでしょうか。

○岩田政府参考人 先生がおっしゃいますよう

に、せつかく入れさせていただいたパソコン等でございますので、事業の目的に沿つて、そして、各児童館が本当に工夫を重ねて活用していただきたいというふうに思つております。なるべく早い時期に、導入の状況ですか活動の状況について調査をさせていただき、また御報告をさせていただきたいと思います。

あわせて、今年度、児童館におけるパソコンの活用のあり方にについて調査研究もやつておりますので、その調査研究の結論が出ましたら、また各児童館にその結果をバックするなどの工夫もしてみたいと思っております。

○大森委員 そこで、竹中大臣にお聞きしたいんですですが、このe—Japa n重点計画、この中で各省庁横断のさまざまな事業が紹介をされております。先ほど言いました、教育及び学習の振興並びに人材の育成という事業だけでも数ページにわたりた事業がずっと並んでいるわけなんですが、パソコンは入つたけれどもなかなかホームページにもつなげない、あるところではシートをかぶせそのままになつてているというようなことも、これはこの児童館ではありませんけれども伺つております。

そういう点で、こういうパソコン等々を導入した、あるいは導入して、それが本当にインターネット、こういった形で、今後、それぞれの分野でのやはり効果的に使われているかどうか、一度この機会に調査をされ、必要な見直しなどもやる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○竹中國務大臣 今岩田局長からお話をありましたような形で、今後、それぞれの分野でのやはり効果的に使われているかどうか、一度この機会に調査をされ、必要な見直しなどもやる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

と事後のなチェックというのは、これは幅広く行われなければいけないものだというふうに思つておりますし、特にこのITの分野では、どんどん新しい技術が出てきて、どんどん新しい利用のされ方が行われている、そういう観点からも実態の調査というのは大変必要だと思います。

ただ一点、同時に若干やはりこの分野は特

に、せつかく入れさせていたいたパソコン等でございますので、事業の目的に沿つて、そして、各児童館が本当に工夫を重ねて活用していただきたいというふうに思つております。なるべく早い時期に、導入の状況ですか活動の状況について調査をさせていただき、また御報告をさせていただきたいと思います。

○岩田政府参考人 先生がおっしゃいますよう

に、せつかく入れさせていたいたパソコン等でござりますので、事業の目的に沿つて、そして、各児童館が本当に工夫を重ねて活用していただきたいというふうに思つております。なるべく早い時期に、導入の状況ですか活動の状況について調査をさせていただき、また御報告をさせていただきたいと思います。

あわせて、今年度、児童館におけるパソコンの活用のあり方にについて調査研究もやつておりますので、その調査研究の結論が出ましたら、また各児童館にその結果をバックするなどの工夫もしてみたいと思っております。

○大森委員 そこで、竹中大臣にお聞きしたいんですですが、このe—Japa n重点計画、この中で各省庁横断のさまざまな事業が紹介をされております。先ほど言いました、教育及び学習の振興並びに人材の育成という事業だけでも数ページにわたりた事業がずっと並んでいるわけなんですが、パソコンは入つたけれどもなかなかホームページにもつなげない、あるところではシートをかぶせそのままになつてしているというようなことも、これはこの児童館ではありませんけれども伺つております。

そういう点で、こういうパソコン等々を導入した、あるいは導入して、それが本当にインターネット、こういった形で、今後、それぞれの分野でのやはり効果的に使われているかどうか、一度この機会に調査をされ、必要な見直しなどもやる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○竹中國務大臣 今岩田局長からお話をありましたような形で、今後、それぞれの分野でのやはり効果的に使われているかどうか、一度この機会に調査をされ、必要な見直しなどもやる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

は実態としてそういう意義が大きいに發揮されるよう、細かい部分も含めて御努力をいただきたいと

いうことをお願いしておきたいと思います。

次に、電子商取引、これがIT革命の重要な担

い手とされているわけなんですが、これが経済活

動にどうかかわつてくるのか、影響してくるのか

ありますし、特にこのITの分野では、どんどん

新しい技術が出てきて、どんどん新しい利用のされ方が行われている、そういう観点からも実態の調査というものは大変必要だと思います。

ただ一点、同時に若干やはりこの分野は特に評価が難しいかなというふうに思つるのは、先ほどまさに議員御指摘されたように、これは長期的な視点から判断されなければならない、まさに

それだと思います。

例えば最初はゲームばかりやつてある、しかし、

とにかくゲームをきつかけとしてこういうデジタ

ルなものに接して、それから長期的に発展してい

くという可能性は、実はこれはかなり否定できな

いものとして私はあるんだと思うんですね。アメリカの例でも、みんな何でやり始めたかというと、

結局、税金を納めるためにやり始めたかというと、

ささまざま広がりへ行つて、とにかく最初の一押

しを今やろうというまだ非常に初期の段階であり上げが九八年で九兆円ですから、その三分の二

規模、ネット市場で規模が拡大してくる、こうい

う見込みであります、そんなふうにいくだろう

かという思いが当然あるわけですね。

○大森委員 竹中大臣はこれで御退席していただ

いて結構です。

そんなことはないと思うんですけども、例え

ば、パソコンは配置したけれども電話の回線がそ

れに見合ふものになつていないと、いうようなこと

が仮にあるとすれば、非常にこれはこつけないな図柄になつてくるんじやないかと思うんですね。やはり実態として、本当に効果を發揮する。

これは最近私も知つたんですが、読売新聞社が

アメリカのこうした事情を取り材して、それを本で出している中で紹介しておりますけれども、アメリカの場合、公共図書館に一千台のパソコンがある。ホームページの男性がここでホームページを開いて、仲間にそういうことを教えて、そこでみずから職を得るようになったというようなことで、実際にこういうようなITの効果が逆の格差を是正していくような効果もあるわけで、やはりこれ

このように、電子商取引におけるいわゆるB

BTOの取引の方が従来型の消費者取引以上に成長する見込みでございまして、電子商取引におけるBTO取引と従来型の消費者の取引、ここがいろいろ心配だというような声もあるわけでございますけれども、一部においては、従来型の消費者取引を代替する形でBTO取引が拡大している面もあるわけあります。

しかし、他方で、BTO取引によって、事業者から見ますと、距離に関係なく幅広い消費者を相手に取引が可能になりますし、消費者から見れば、今まで取引することすらできなかつた商品も購入することができる、こういうことも可能になります。そこで、こうしたことから、私どもとしては、電子商取引が従来型の取引とともに相拡大をしていく、こういうふうに見ているところでございます。

○大森委員 相乗効果があるということをいえ

ば、ぜひそうあってほしいと思うわけなのですが、いずれにしろ、すぎまじいスピードの市場規模の拡大ということになるわけですね。ネットの店舗の数も超激増していく。これも旧通産省の調査で、九四年わずか二店舗だったのが、今では三万店舗を超えてるという状況で、トラブルなんか激増していくと思います。

そこで、消費者契約に関するトラブルについて、まず消費者相談の総件数、それからその中の消費者契約に関するトラブル、そしてその中でインターネット取引に関するトラブルがどうなっているか、政府の方でつかんでいる数字をお示していただきたいと思います。

それから、あわせて、そういう中で、これは午前中もありましたが、日本の消費者が欧米諸国とのインターネット取引による消費者契約でトラブルになつた件数、具体例があつたら、わかれば御報告いただきたいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

午前中も御説明しましたとおり、国民生活センター、PIO-NETというオンラインシステム

で四十七万件、それから平成十二年度で五十三万件という相談件数になつております。

このうち、契約、解約に関する苦情相談件数は、平成十一年度で三十一万件、平成十二年度で三十六万件、それぞれ全体の六六%、六八%を占めております。

また、インターネット消費者取引に関する苦情件数は、平成八年度では六件であったのに対し、三年後の平成十一年度には千四十九件、約百七倍。それから平成十二年度には十一年度の約三倍である三千三百八十七件の苦情が寄せられております。

委員、海外との関係で何か例をというお話をございましたが、海外事業者に関するトラブルとしては、十三万円の自転車を外国に注文したが、カード会社から来た口座引き落とし案内を見ると、二口分、二十三万円になつてたなど、クリックミスによるものと思われる事例や、海外の事業者のホームページを見て、メールで問い合わせたところ、申し込んだとして代金を請求されたなど、不当請求に関する事例などが寄せられております。

○大森委員 午前中にもこの点は質問ありましたけれども、念のため、重ねてお聞きをしておきたいたのですが、こういう国際的なトラブルが訴訟になつた場合に、裁判所の管轄、適用法令などの国際的ルールがどうなつてあるか。経済産業省の方でお答えいただきたいと思うのです。

○太田政府参考人 お答えいたします。

日本消費者が海外のサイトから商品を購入した際、法廷地について向こうの業者と消費者に合意がある場合はそれに従うことが基本となります。法廷地について合意がない場合におきましては、消費者が我が国で海外の事業者を訴えようとするときは、当事者間の公平、裁判の適正迅速を期するという理念により、個々に我が国の管轄の有無を判断することになります。

また、裁判の管轄が決まった後、準拠法についても重要な課題であるというふうに認識をいた

てございますが、法廷地が決定した後に、そのために、当者いたしましては、従来からインプラントされているわけですが、平成十一年度で四十七万件、それから平成十二年度で五十三万件という相談件数になつております。

このうち、契約、解約に関する苦情相談件数は、平成十一年度で三十一万件、平成十二年度で三十六万件、それぞれ全体の六六%、六八%を占めております。

また、インターネット消費者取引に関する苦情件数は、平成八年度では六件であったのに対し、三年後の平成十一年度には千四十九件、約百七倍。それから平成十二年度には十一年度の約三倍である三千三百八十七件の苦情が寄せられております。

委員、海外との関係で何か例をというお話をございましたが、海外事業者に関するトラブルとしては、十三万円の自転車を外国に注文したが、カード会社から来た口座引き落とし案内を見ると、二口分、二十三万円になつてたなど、クリックミスによるものと思われる事例や、海外の事業者のホームページを見て、メールで問い合わせたところ、申し込んだとして代金を請求されたなど、不当請求に関する事例などが寄せられております。

○大森委員 先ほどのインターネットにかかるトラブル件数ですが、今回の委員会に提出された資料の中では六千六百二十九件、これは十一年度倍。それから平成十二年度には十一年度の約三倍である三千三百八十七件の苦情が寄せられております。

委員、海外との関係で何か例をというお話をございましたが、海外事業者に関するトラブルとしては、十三万円の自転車を外国に注文したが、カード会社から来た口座引き落とし案内を見ると、二口分、二十三万円になつてたなど、クリックミスによるものと思われる事例や、海外の事業者のホームページを見て、メールで問い合わせたところ、申し込んだとして代金を請求されたなど、不当請求に関する事例などが寄せられております。

○太田政府参考人 お答えいたします。

日本消費者が海外のサイトから商品を購入した際、法廷地について向こうの業者と消費者に合意がある場合はそれに従うことが基本となります。法廷地について合意がない場合におきましては、消費者が我が国で海外の事業者を訴えようとするときは、当事者間の公平、裁判の適正迅速を期するという理念により、個々に我が国の管轄の有無を判断することになります。

また、裁判の管轄が決まった後、準拠法についても重要な課題であるというふうに認識をいた

てございますが、法廷地が決定した後に、そのために、当者いたしましては、従来からインプラントされているわけですが、平成十一年度で四十七万件、それから平成十二年度で五十三万件という相談件数になつております。

本法が準拠法となる場合は、本法案によつて救済されることになります。仮に、日本法が準拠法でない場合でありますと、米国法の統一電子取引法や、あるいはヨーロッパ各國において操作ミスに関する消費者保護立法が現在策定されているところでございます。

本法と相まちまして、日本の消費者は適切に救済されるものと期待しているところでございます。

○大森委員 先ほどのインターネットにかかるトラブル件数ですが、今回委員会に提出された資料の中では六千六百二十九件、これは十一年度倍。それから平成十二年度には十一年度の約三倍である三千三百八十七件の苦情が寄せられております。

委員、海外との関係で何か例をというお話をございましたが、海外事業者に関するトラブルとしては、十三万円の自転車を外国に注文したが、カード会社から来た口座引き落とし案内を見ると、二口分、二十三万円になつてたなど、クリックミスによるものと思われる事例や、海外の事業者のホームページを見て、メールで問い合わせたところ、申し込んだとして代金を請求されたなど、不当請求に関する事例などが寄せられております。

○太田政府参考人 お答えいたします。

日本消費者が海外のサイトから商品を購入した際、法廷地について向こうの業者と消費者に合意がある場合はそれに従うことが基本となります。法廷地について合意がない場合におきましては、消費者が我が国で海外の事業者を訴えようとするときは、当事者間の公平、裁判の適正迅速を期するという理念により、個々に我が国の管轄の有無を判断することになります。

また、裁判の管轄が決まった後、準拠法についても重要な課題であるというふうに認識をいた

ております。

そのため、当者いたしましては、従来からインプラントされているわけですが、平成十一年度で四十七万件、それから平成十二年度で五十三万件という相談件数になつております。

訪問販売法による通信販売規制の着実な実施に努めているところでございますけれども、あわせまして、Eコマースでは、いわゆる誤操作等によります意に反する申し込み、これはいわば新しい形態の消費者トラブルでございますけれども、こういったことに対応するため、昨年秋の臨時国会で、意に反する申し込みが行われないよう、所要の消費者保護規制を強化したところでございます。

加えまして、こういった、いわゆるEコマース特有の消費者のトラブルにつきましては、消費者の救済というものを容易にするため、このたび、本法案を提案させていただくということに相なつたわけでございます。

また、民間団体の取り組みというのも今積極的に行われております。例えば、オンライン・トラスト・マーク制度というものが開始をされているとおりです。五十七万六千七百件、大変な規模のトラブルになるわけです。六千六百二十九件、これは十一年度倍。それから平成十二年度には十一年度の約三倍である三千三百八十七件の苦情が寄せられております。

○大森委員 先ほどのインターネットにかかるトラブル件数ですが、今回委員会に提出された資料の中では六千六百二十九件、これは十一年度倍。それから平成十二年度には十一年度の約三倍である三千三百八十七件の苦情が寄せられております。

委員、海外との関係で何か例をというお話をございましたが、海外事業者に関するトラブルとしては、十三万円の自転車を外国に注文したが、カード会社から来た口座引き落とし案内を見ると、二口分、二十三万円になつてたなど、クリックミスによるものと思われる事例や、海外の事業者のホームページを見て、メールで問い合わせたところ、申し込んだとして代金を請求されたなど、不当請求に関する事例などが寄せられております。

○古屋副大臣 委員御指摘のとおり、最近Eコマースが飛躍的にふえてきております。今大臣の答弁でも、二〇〇五年には十三兆ということがありますので、相当ふえることが予測をされるわけでありまして、そういった観点から、政府、民間、協力のもとに、適切な消費者保護対策を講ずることによりまして、Eコマースに対する消費者の信頼というものをしっかりと向上させていく、これは

二〇〇〇年の通信白書では、ネット通販に対する消費者の不安要因について、個人データの漏えい、あるいは、注文時の予想に反した商品が送られる、商品自体が届かない、こういう不安が、七割を超える圧倒的な不安になつてゐるわけですね。

そういうような関係でいつて、いろいろな措置をいろいろな面でやられているわけなんですが、今回こういう法案を出されるわけがありますから、そういう中で二重、三重の確認措置をせひとつはしかったということなんですね。

そこで、この法案第三条だし書き以降があるわけなんですが、これはやはりこういう全体の状況の中で、消費者には厳しいんじゃないだろうか、事業者には甘いんじゃないだろうかという思いがするんですが、大臣、この点はいかがでしょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。本法案の第三条は、事業者によって確認措置が講じられていない場合には、消費者が操作ミスによつて誤った契約を締結しやすいという電子契約の特性に対応するために、こうした場合の契約を無効とする措置を規定したものであります。

ただし、事業者によつて確認措置が講じられた場合には、消費者が操作者がみずから積極的に確認措置が不要である旨の意思表明を行つた場合についてでも、消費者の過失を一律に認めないまま契約をすべて無効とすることは、逆に当事者間の利益のバランスを失うこととなる、そのように考えられるため、第三条たゞ書きの規定を設けております。このように、御指摘の規定については、事業者と消費者の利益のバランスに最大限配慮をして設けておりまして、消費者保護の観点から著しい問題を生じることはない、このように御理解をいただきたいと思っております。

○大森委員 消費者の中には相当技術的にも熟達をしている方もいらっしゃると思うんですが、消費者全體としては、ネットの事業者と比べればまだ格段のこういう面での技術その他の差はあると思うんですね。

それで、相当熟達している消費者でも、今大臣の答弁にあつたよつて、確認措置をジャパンブして次の画面に移るという場合も、契約無効措置の民法の特例まで、これはいいんだという意識を持つ

てそういうことをするかどうかという点でいえば、これはやはり検討の余地があるんじゃないかなと思うんですね。

そういう見地で私どもは参議院で四点の修正案を出したわけなんですが、その趣旨は、政府が提案したものに加えて、もう一度丁寧に、二度確認をしようじゃないかというわけです。無限にやれどいうことじゃない、可能な限り消費者保護を貫くべきじゃないかという趣旨なんですね。

重ねて、こういう点での大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、中山（成）委員長代理着席〕

○太田政府参考人 事業者の講する確認措置につきましては、今先生が御指摘の法案第三条において、事業者が電磁的方法によりその映像面を介して、消費者の申し込みを行う意思の有無について確認を求める措置というふうに具体的に明確に規定しております。

すなわち、いわゆるウエブ上の確認画面のよう

に、消費者が申し込みの送信ボタンを押す直前に、

申し込み内容を確認し、訂正できる画面が独立の

画面として設定されているケースがこれに当た

ります。

インターネットは、相手方と対面せずに情報が

やりとりされるため、情報の受信者にとって、発

信者が本当に本人であるか、情報が途中で改変さ

れていないかどうかを確認できる仕組みが必要と

ります。

かかる観点から、先生御案内のように、本年四

月から施行されました電子署名及び認証業務に関する法律におきましては、電磁的記録を用いた商取引等をより安心して行えるよう、電子署名の法的効果を明定するとともに、認証業務の信頼性について利用者に判断の目安を提供するため、一定の基準を満たす認証業務について、これを行おうとする者は主務大臣の認定を受けることができる

こととしております。

○大森委員 消費者保護という点でもう一度やろ

うことと、それから代金の支払い、電子マネーの実用化、さらには情報格差、いわゆるデジタルデバイド、こういう三つの課題が、今後二十一世紀、電子商取引が本当に健全に発展するかどうか、重要なかぎを握る三つの課題だと思います。

そこで、このセキュリティに関するお聞きと、いうことじゃない、可能な限り消費者保護を貫くべきじゃないかという趣旨なんですね。

重ねて、こういう点での大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、中山（成）委員長代理着席〕

○太田政府参考人 お答えいたします。

インターネットは、相手方と対面せずに情報がやりとりされるため、情報の受信者にとって、発信者が本当に本人であるか、情報が途中で改変されてしまうことがあります。

そのため、そのための有効な手段としてお聞きをしておきたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

インターネットは、相手方と対面せずに情報がやりとりされるため、情報の受信者にとって、発

信者が本当に本人であるか、情報が途中で改変さ

れています。

かかる観点から、先生御案内のように、本年四

月から施行されました電子署名及び認証業務に関する法律におきましては、電磁的記録を用いた商

取引等をより安心して行えるよう、電子署名の法

的効果を明定するとともに、認証業務の信頼性について利用者に判断の目安を提供するため、一定の基準を満たす認証業務について、これを行おう

とする者は主務大臣の認定を受けることができる

こととしております。

○大森委員 この電子署名法の円滑な施行を図ることにより、安全性、信頼性の高い電子商取引の実現につながるものと考えているところでございます。

○大森委員 個人認証システムとともに、先ほど

個人情報の保護を本当にどうやっていくかということを求められていると思うんですね。

経済産業省として、この点は一体どのように考えているか、お聞きをしておきたいと思います。

○太田政府参考人 御案内のように、個人情報の保護というのは大変重要なことで、政府としても個人情報保護基本法案を今国会に提出させていた

だいでいるところでございます。

先ほど申しましたように、経済産業省としては、法務省、総務省と一緒にしまして、電子署名法をきちんととまず運用していく、あわせて、プライバシーマークについて、マルチマーク制度等についてお聞きをしておきたいと思います。

安全度、これをどう高めていくか。この点がやはり、これに安心して参画していくかどうか、決定的なかぎを握っていることの一つだと思うんであります。

個人認証システムの安全度を高める、そういう点での現在の研究あるいは対策の状況についてお聞きをしておきたいと思います。

○太田政府参考人 お答えいたします。

インターネットは、相手方と対面せずに情報がやりとりされるため、情報の受信者にとって、発

信者が本当に本人であるか、情報が途中で改変さ

れています。

かかる観点から、先生御案内のように、本年四

月から施行されました電子署名及び認証業務に関する法律におきましては、電磁的記録を用いた商

取引等をより安心して行えるよう、電子署名の法

的効果を明定するとともに、認証業務の信頼性について利用者に判断の目安を提供するため、一定の基準を満たす認証業務について、これを行おう

とする者は主務大臣の認定を受けることができる

こととしております。

○太田政府参考人 委員御指摘のように、電子商取引の発展及び消費者保護の観点からは、事業者が顧客情報の管理を十分に行なうことが重要だと認識しております。実際、各種アンケート調査を見ても、電子商取引は不安とする消費者が大多数となつていて、内閣府の方はこの点についていかがでしゃうか。

○池田政府参考人 委員御指摘のように、電子商

平成十三年六月二十日

府においては、今後とも、インターネット取引に関するトラブルの実態の把握に努め、関係省庁と連携しつつ、個人情報の保護を含めた消費者保護施策の推進を図ってまいりたいと思っております。

○大森委員

政府が管理する個人情報とか、こういう情報通信分野における個人情報を本当に保護する、その点に限った真剣な取り組みが必要だということを申し上げておきたいと思います。

消費者トラブル解決のためにちょっと角度を変えてお聞きをしておきたいわけなんですが、最終的に訴訟による解決で担保するとしても、それ以前に解決するための消費者相談、その体制を充実させる必要があるんじゃないかということですね。現在、組織的な消費者相談を行っている団体として、全国相談員協会、日本消費者協会あるいは日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、こういう団体がありますけれども、これらを含めて、こうした消費者相談体制と相談件数がどのくらいあるのか、内閣府及び経済産業省の方からそれぞれお答えいただきたいと思います。

○池田政府参考人 全国消費生活相談員協会は、消費生活センター等の相談受け付けが行われていない休日に電話相談を行っております。平成十二年度においては苦情相談件数は七百五十七件となっています。また、毎年五月の消費者月間に特定のテーマを設けて、国民生活センターと共に電話一一〇番を実施しております。

○杉山政府参考人 日本消費者協会の消費者相談室に寄せられました苦情相談件数でございますが、平成十二年に二千七十五件という数字になります。また、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会が各週末に実施しております電話相談、これに対します苦情相談でございますが、平成十二年度に千五百六十四件という数字になつております。

○大森委員 質疑時間がなくなりましたので、最後に一点だけお聞きしておきたいんですが、こう

いう相談体制、新しい状況のもとで、やはり体制を充実してほしいというのが消費者全体の希望です。その点、内閣府、経済産業省それからお答えを聞いて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○大森委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○中山(成)委員長代理 大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

法案の審議に先立ちまして、二〇〇五年日本国際博覧会について質問をいたします。私は、愛知万博に対して疑問を持っています立場でござります。この立場を踏まえ、現在現場で起こっている

以下のことに対する支援あるいは連携を伺いたいと存じます。

○池田政府参考人 内閣府としましては、全国消費生活相談員協会は、専門的能力を有し、各地で活躍している消費生活相談員の重要な全国組織であると認識しております。従来よりさまざまな調査等の依頼、あるいは同協会の事業を後援するなど、連携や支援を行つておられます。また、國民生活センターも、先ほどの電話一一〇番を共催するとともに、各種広報資料の作成に当たつては、同協会の専門的能力を活用しております。

内閣府としては、今後ともさまざまな形で同協会に対する支援あるいは連携を図つてしまいたいと考えております。

○杉山政府参考人 御指摘のございました団体は、それぞれ、例えば商品テストの実施でありますとか消費者への情報提供、苦情相談あるいは消費者教育、こういった活動をしておるわけでございまして、こういった団体は、私どもいたしましても、こういった団体の活動の重要性というものは十分認識しております。

具体的に、例えば予算的な措置を講じることとかパンフレット作成の支援を行うとか、あるいは、法令改正の説明会をこれら団体が主催をいたしまして、私どもから担当官を派遣してそういう啓蒙普及活動に御支援を申し上げるとか、こういったことをやつております。

○大島(令)委員 まさに私がたまたまたくさん報道しておられるところです。そこで、私は、このことがニュースになつたことを当然に喜んでおります。ただ、これは東京でござりますけれども、地元紙はこんなにたくさん報道しているんです、これは愛知県の方ですね。「重いムード」、愛知県知事は晴れ晴れとした顔をしておりません。「砂上の計画」物別れ、「かすむ青写真」、そして「会場拡大、異論が大勢」「実現困難」、ございましたけれども、私どもとしては、これを二十一世紀の初頭を飾るにふさわしい立派な万博にしよう、こういうことで努力をしていくこう思つております。

○大島(令)委員 ここに地元紙の切り抜き、新聞切り抜きがたくさんござります。堺屋氏「二者択一だ」「万博やめた方がいい」戸惑う出席者、そして「会場拡大、異論が大勢」「実現困難」、これは愛知県の方ですね。「重いムード」、愛知県知事は晴れ晴れとした顔をしておりません。「砂上の計画」物別れ、「かすむ青写真」、列挙にいとまがございません。まだまだたくさん、地元紙はこんなにたくさん報道しているんです、これは東京でござりますけれども。

私は、このことがニュースになつたことを当然に喜んでおります。大臣も御承知だと思いますが、この六月一日のトップ会談以降、堺屋氏と何かお話しされましたでしょうか。私は、先般三月二十八日付で、どういきさつで堺屋さんが最高顧問に就任したのか、質問主意書を出しました。その政府の、総理大臣の答弁は、このときは新しい内閣になつていていた活躍、これをこの愛知万博に生かすことを期待するということで、堺屋さんが最高顧問に就任したという質問主意書の答弁でござります。

しかし、堺屋さんが愛知に来てやつたことは、

具体的な実績を固めている状況ではないわけございません。

経済産業省いたしましては、今後、博覧会協会を中心に関係者の方々が早急に調整を進めまして、博覧会計画の具体化が図られることを期待しているところであります。

本博覧会は、我が国の提案が国際的に評価され、BIEに登録されたものでございまして、内外の

博覧会国際事務局、BIEから指導を受けて、会場を縮小しなさい、新住事業をやめなさいということで調整決定したにもかかわらず、この議論を一切理解することなく、会場拡大への方針転換を提示したわけです。ですから、ここに来てまた、本当に万博をやつてほしくないなという人たちが地元でデモをしたりしているわけですね。ですから、私は、大臣として、こういう地元で混乱が起きているときに、どういう立場であるにしろ、真意を聞くとか、そういう接触が必要であつたと思うのですが、この間何もなさらないまま今日まで來たのでしょうか。

○平沼国務大臣 私も六月一日の会合のことは報告を受けて、よく承知しております。また、その後、たしか六月十四日だったと思ひますけれども、埠屋最高顧問にもお会いをさせていただきました。

委員御承知のように、BIEで承認をされました愛知のこの二十一世紀の初頭を飾る国際博覧会というのは、そのメンテーマが自然の観察、そしてサブテーマというのが宇宙と生命とそして情報通信、こういうことになつています。ですから、報通信にあわしい万博を開く、こういうことあります。そして、今非常にたくさん現地の新聞の見出しへを御紹介していただきました。埠屋さんは、いわゆる答弁書もありましたように、やはり大変大成功した大阪の万国博を初めとして、そういう国際博覧会に対しては非常に豊富な経験と知識をお持ちであるし、また、大変卓越した才能も持つておられますので、最高顧問に御就任をいただきました。

その中で、埠屋最高顧問も、やはり二十一世紀の初頭を飾るにあわしいという形でアイデアの一つとしてお出しになつたと思います。これが最終決定ということでは当然ございませんで、やはりこれまでの経緯や、それから地元の皆様方の思い、そういうものと整合性を図つてよりよいものにしていくべきだと私も思つております。

ほど御答弁させていただきましたけれども、まだ最終案が決まつてある段階ではございません。したがつて、たくさんあるアイデアの中の一つとして、そして、そういう経験に基づいて立派な万博にしようという強い意思の中で出された案であります。

ありました、それは案の一つでございますので、我々はこれから調整を図つて、あと二年八ヶ月という御指摘がございましたけれども、なるべく早い時期に具体的な実行計画というものを、地元の皆さんの方の英知も結集しながら取りまとめて、そして大成功の愛知万博を開催していく、このようつて思つております。

○大島(令)委員 昨日のニュースで埠屋氏の去就のことが流れました。私も確認しましたけれども、六月末で身を引きたいと。進退に関しては、会長の豊田章一郎さんに一任せられています。これが理理事会で了承されているそうです。

であるならば、今大臣の言いました、強い意思で出された案の一つである、にもかかわらず今月末で辞任したい、そういう埠屋さんの一連の行動に対して、大臣としてはどう考えておられますか。

○平沼国務大臣 私は、そういう意思の表明は、新聞で報道があつたということを聞いておりまして、私がじかに確認をしたわけではございません。また、協会の豊田会長もそのことを明確に言つて、私は承知をしておりません。

しかし、私はいわゆる万博の担当大臣としてやはり責任がございますので、本当に近いうちに埠屋さんともお会いをし、また協会の豊田会長ともお目にかかるて、そしていろいろなところを詰めていきたいな、こう思つてます。

○大島(令)委員 今申されましたように、万博の最高責任大臣としまして、私は、こんなに地元が

まつて、本当にこの時期に国際博覧会が必要なのかなということも含めて検討していただきたいと思います。では次に、本法案の質問に入ります。まず、大臣に質問をいたします。

コンピューターに関しての総論的な質問でござりますが、インターネットは、アメリカの国防省が、核攻撃に備え、情報を集中管理するのではなく分散させよう、分散することによりリスクが減らせる、そういう要請から生まれたものだと聞いております。その後、学術分野、すなわち大学などにおきまして、研究機関相互の情報交換などの手段としても用いられるようになつてきました。

アメリカのマイクロソフト社、ウインドウズオペレーティングソフトの登場によって、一般的パソコンユーザーも比較的簡単にインターネットへ接続が可能となり、ここ数年のうちに飛躍的に発展しました。もう一方のマッキントッシュにおいても、マックOS7以降、ウインドウズと遜色がないほどネットにつなぐことが容易になり、現在、ユーザーが新規に購入するパソコンのほとんどすべてがネットにつなぐことが可能となつています。

一方、ネットでは匿名性が原則で、自己責任の概念が過剰とも思えるほど徹底しています。しかし、ネット上での見過ごすことのできない事件も多発しています。メル友殺人事件や売買春の温床などの問題も起きています。

このような、まさにインターネット型の諸現象について、まず大臣の見解をお聞きいたします。

○平沼国務大臣 さきの臨時国会で成立をいたしましたIT基本法は、その第三条において、IT社会の形成は、すべての国民がITの恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として行わなければならぬ、こういうふうにうたつております。

このためには、ITの光の側面ばかりに注目す

るのではなくて、今御指摘のようなその負の側面、例えば、新たな消費者トラブルや新たな犯罪への対応に万全を期していかなければならない、当然私はそのように考えています。

今回提案をさせていただいて御審議をしていただいてる電子民法特例法案というの、まさにこうした問題意識のもとに、クリックミスというネット特有の消費者トラブルを解決するために民法の特例を定めようとすると、その上でございまして、ITについて、消費者を初めとするすべての国民が安心して活用できる環境を整備することはIT政策の基本であり、こうした姿勢で今後とも粘り強く取り組んでこのような負の側面が解消される、そういう目的で一生懸命頑張つていかなければならぬ、このようつて思つてます。

○大島(令)委員 次に、もう一つ大臣にお伺いします。ネットトラブルについてでございます。

その前に、現在我が国においてどの程度の家庭用コンピューター、パソコンがインターネットに接続が可能となつているのかお知らせください。

また、インターネットに接続すること、あるいは接続したことによつてトラブルが発生する誘因となるわけですが、国民生活センターの報告によりますと、消費者からの苦情件数でございまます。

また、インターネットに接続したことによつてトラブルが発生する誘因となるわけですが、国民生活センターの報告によりますと、消費者からの苦情件数でございまます。件だったものが、九九年度には六千件を超え、二〇〇〇年度は十月までの半年強で四千九十二件に達しているといいます。

以上は、ネットトラブルで消費者が直接被害をこうむつたもの、あるいは被害をこうむつたのではないかとアクションを起こしたものです。これは全体のほんの氷山の一角かと私は思つております。

同センターでは、インターネット関連の苦情は多岐にわたつてゐるわけなんですが、内容を四つに分類しています。その一つ目は、インターネット消費者取引に関する苦情が一五・四%、一番目は、接続に関する苦情が一六・六%、三番目、便

乗型の販売に関する苦情、これは四四・九%、一番目、その他として二三・一%と報告されているわけです。

今回の民法の特例に関する苦情については、一番目のインターネットの消費者取引に関する苦情に含まれるもの一部と考えているわけなんですが、既にある法律のもとでの救済で済むのか、また新たな立法がどのくらい必要なのか、またどのようにして被害をなくしていくかと考えているのか、具体的な見解を聞かせてください。

○平沼國務大臣 まず最初のお尋ねでございますけれども、インターネットの普及率は、平成十二年末時点で、総務省の発表によりますと約三七%、こういう数字に相なっております。

それから、二つ目の御質問ですけれども、電子商取引特有の消費者トラブルとしては、申し込み操作で誤つて注文してしまったという錯誤によるトラブルが特徴的ですけれども、そのほかに、例えば事業者の虚偽、あるいは注文どおりに品物が来ないといった通信販売に共通したトラブルも見られるわけであります。

これに対し、訪問販売法では、從来から、通信販売規制において、広告の中に商品の引き渡し時期、事業者の連絡先等の取引に係る重要な事項の表示を義務づけるとともに、虚偽、誇大な広告を禁止しており、消費者が事前に取引条件や事業者の実在等を確認することができるようにならしております。

これに加えて、操作上の誤注文というような、誤った注文でありますけれども、電子商取引特有のトラブルを防止するため、昨年秋の臨時国会において訪問販売法を改正いたしまして特定商取引法といたしまして、その中で、事業者に、わかりやすい申し込み画面の設定を義務づけたところでございます。

当省といたしましては、これらの規制措置を実効あるものとするように、インターネットサーフィンによる監視活動を充実強化するなど、法執行の徹底に努めているところでもございます。

また、技術やビジネスの内容が急速に変化するためには、当然のことながら民間の自主的な取り組みも重要なと思っております。

そこで、昨年の六月から、日本通信販売協会が、

信頼できるネット上の店舗を一定基準のもとに認定し、マークを付与するオンライン・トラスト・マーク制度の運用を開始したところでもございまして、当省といたしましては、このような民間による自主的な取り組みに対して必要な支援を行つて、そして両者で協力してそういうトラブルを防いでいく、このような姿勢で臨んでいかなければならぬと思っております。

○大島(令)委員 では次に、ドメインにおけるネットトラブルについて質問いたします。

J P N I C と工業所有権仲裁センターは、二〇〇〇年八月一日協定し、以降、工業所有権仲裁センターがJ P D ドメインの紛争仲裁調停機関として機能しております。これまでの仲裁の内容、事件概要等について報告してください。

二点目は、つい先日まで、ドメイン名は「バイネットワークインフォメーションセンター」、以降J P N I C と略しますが、ここが付与が適当かどうか審査した上でのことだと承知しております。

そこで、質問でございますが、ジェーピードメインの付与というか、使われ始めたのはいつごろからでしょうか。また、日本ネットワークインフォメーションセンターでのジェーピードメインの付与時の審査内容はどのようなものなんでしょうか。

○松田副大臣 お答え申し上げます。

ジエーピードメイン名の登録につきましては、今先生おっしゃいました社団法人日本ネットワーカインフォメーションセンターが、かつてボランティア団体として活動しておりました平成元年から始まっておりまして、その後、平成九年からは公認法人化されましたJ P N I C による登録、管理が行われております。

登録は、基本的には先願主義に基づいて行われておりますが、日本国内において住所、本店、事務所等を有していること、ローカルプレゼンス、こういうふうに了解しております。

○大島(令)委員 早い者勝ちが原則ということ

よろしいわけですね。

○松田副大臣 そういう表現になりますかどうか

あれば、申請順に登録されておるということ

でございます。

○大島(令)委員 では次に、ドメインにおけるネットトラブルについて質問いたします。

J P N I C と工業所有権仲裁センターは、二〇〇〇年八月一日協定し、以降、工業所有権仲裁セ

ンターがJ P D ドメインの紛争仲裁調停機関として機能しております。これまでの仲裁の内容、事件概要等について報告してください。

二点目は、つい先日まで、ドメイン名は「バイ

ト文字、すなわちローマ字だけでした。日本語は同音異義語が数限りなくあり、ローマ字にすれば

当然同じ表示になります。先に取得したことの優

位性を尊重することの意味はここにもあつたのだ

と思われます。そして、仲裁、調停、裁判などの手続を経ずに、話し合いによりドメイン名が移行

された例は数限りなくあつたとも思われます。そ

こで、ドメインが金銭で譲渡された例をどの程度

把握されているのか、また、問題とするべき金額

とはどの程度の額と把握しているのか、質問いた

します。

三点目は、インターネットのパワーユーザーは、

希望のドメインがそれなくして事件化していくこと

を冷やかな目で見ています。それは自己責任が

原則だからです。消費生活センターへの苦情の激

増というネットトラブルについての具体的な対策

は、経済産業省でも一部は対応可能のよう思わ

れます。けれども、救済機関もあるのに、これは

冒頭申し上げた機関のことですが、本改正でドメ

インの件だけが先行した理由を聞かせてください。

四点目は、先取りの権利、当然の権利ですが、これは当然あります。それは、ただ一つなので、価値を持つのは資本主義社会である以上当然のことだと思うわけです。仲裁センターの裁定を見ますと、大企業に有利なように見てとれるのですが、得いたしておりませんで、裁判に訴えて、現在係

どうでしょうか。日本語表記がドメイン上で可能となり、ドメイン名紛争は新たな段階、すなわち、より価値があるものと認識されていくのか。もとより趣味の世界や匿名の世界、自己責任の世界であつたネットの世界で、本改正案の不正の概念は余りにも広く、多くの概念を含んでいるよう思います。

以上、見解を聞かせていただきたいと思います。

○齊藤政府参考人 御説明申し上げます。

まず最初に、現在のドメイン名に関する仲裁の状況でございますが、昨年の十月からサービスを開始いたしまして、今までに既に十二件が申し立てられております。そのうち、移転の裁定が出されたものが六件、取り下げられたもの、これは

事実上和解したということございまして、それが三件、それから係属中が三件ということでござ

ります。

その具体的な中身といたしましては、特にどう

いう場合に移転の裁定が出るかということでござ

いますが、例えば、有名な検索エンジンの商標と

同じものを使っていたケースがございます。これ

は、その検索エンジンだと思って開きますと、ア

ダルト画像を自動的に開いてしまう、しかもそれ

が有料になつてしまふということです。そういうサ

イトに自動的に転送されるようなことだけをして

おつたわけとございまして、そこで、検索エンジ

ンの商標と類似であるということで申し立てをし

たところ、それは移転をしなさいという裁定が下

されております。

そのほかも、例えば、全然使っていないのに、

あるいは、自分の、登録者としての法人の名称等

と全く無関係にかかわらず、有名な企業の、ある

いは有名な商標と同じものをとつておりまして、

それで商売の邪魔をするとか、あるいは無理やり

一緒に商売をしましようというような持ちかけを

したという場合につきましても、ドメイン名の移

転の裁定というものが下されております。

ただ、これらはいずれも、もとの登録者側が納得いたしておりませんで、裁判に訴えて、現在係

争中でございます。

次に、ドメイン名が具体的に有料で転売されているものがどうであるかでございますが、JPNICに調べてもらいました。昨年の十月以降ということで調べてみると、約五百件弱の移転が行われております。これは、有料、無料を問わずということでございます。ただ、いずれにしましても、これらは円満に移転が行われたケースというふうに言えようかと思います。

それでは次に、不当な価格で転売を目的として強要されるというようなトラブルの事例でございましょうが、日本国内のジェーピードメインに関するまでは、先ほど申し上げました仲裁センターの裁定のうち、一件が不当な価格で転売を目的として認められたケースであります。

このほかにも、ジェーピードメイン以外、先行しております一般ドメインに関しましては、日本企業が直接間接に不当な買い取りを要求されるケースというのが非常にふえてきて、相当数に上つておるわけでございます。

そのほかにも、インターネットのサービスプロバイダーのいわゆるネットオーナーの場にたくさんのが載つていて、そこに価格が設定されている、あるいは入札で高い値段をつけた人に売りますというようなことが画面上にもう出ております。

また、先生御指摘いただきました日本語ドメインといふものが最近入りました。先ほどよつと一般ドメインのケースが先行していると申し上げましたのは、ローマ字の世界でございましたので、そういうアメリカとかで起つていたわけですが、今後、日本語ドメインになりますと、日本国

でございます。

したがつて、ではそれを超えたら不当かということになりますと、これは先行事例なんかでも、自分で価値をつけていたりする等によりまして起こつてくるということではないかと思っております。

それから、ADR、仲裁のための民間のシステムがあるのに、なぜ法律を今回改正するのかといふ御指摘でございますが、おっしゃるとおりでございまして、民間によるADRというのは、今センタードで二ヶ月で処理するというこどで、大変迅速です。それからコストもかかるな

いということで、大変すぐれた制度でございます。ただ一方で、先ほどよつと申し上げましたように、紛争の被害者側は、なかなかADRで納得しないという場合がございます。そういう場合には、日本の憲法で保障された裁判を受ける権利といふのを奪うわけにはまいりませんので、裁判所に結局紛争を持ち込まれるという事でございまして、正当な利益を有すると認められる事由、具体的にいろいろ書いてございますが、善意によって先に使っていた場合、あるいは登録者がその名称で一般的に知られていたとか、それから非商業的で公正な使用であるという場合につきましては、それを使っていても、不正の利益を得る目的または他人に損害を与える目的とは認めないというふうな判例でございますが、仲裁例の積み上げがなされておるわけでございまして、このようなものも参考にしながら、社会的に見て認めます。したがいまして、ADRのみでは最終的な紛争の解決に至るとは限らないということが言えようかと思います。

そこで、今回、ドメイン名紛争が裁判に提起さ

れれた場合につきましてもルールを整備するということ、裁判とADRが一体となつて、被害者の

迅速かつ適切な救済がなされるということを目的づきましては、かなりトラブルが出てくるのではないかということを懸念いたしております。

もちろん、先生何度か御指摘いただきました、

かでございます。

ことになりますと、これは先行事例なんかでも、自分で価値をつけていたりする等によりまして起こつてくるということではないかと思っております。

それから、ADR、仲裁のための民間のシステムがあるのに、なぜ法律を今回改正するのかといふ御指摘でございますが、おっしゃるとおりでございまして、民間によるADRというのは、今センタードで二ヶ月で処理するというこどで、大変迅速です。それからコストもかかるな

いということで、大変すぐれた制度でございます。ただ一方で、先ほどよつと申し上げましたよ

うに、紛争の被害者側は、なかなかADRで納得しないという場合がございます。そういう場合には、日本の憲法で保障された裁判を受ける権利といふのを奪うわけにはまいりませんので、裁判所に結局紛争を持ち込まれるという事でございまして、正当な利益を有すると認められる事由、具体的にいろいろ書いてございますが、

善意によって先に使っていた場合、あるいは登録者がその名称で一般的に知られていたとか、それから非商業的で公正な使用であるという場合につきましては、それを使っていても、不正の利益を得る目的または他人に損害を与える目的とは認めないというふうな判例でございますが、仲裁例の積み上げがなされておるわけでございまして、この

ところは、ネットへの常時接続が原点のような気

でございます。

（一）

平成十三年六月二十日

がしております。當時接続のためのインフラの整備の必要性が叫ばれて久しいわけですが、これは憲法調査会で、ソフトバンクの孫正義さんも言つていました。民間主導では限界があるんだということを彼も言つておりましたし、私もそう思いました。そういう意味では、接続のためのハードをくるくるかえないと最速環境には移行できないという状況を、技術的な限界を承知して尋ねているわけなんですが、今あるものを含めて、国が的確な指導性、あるいは投資をしてまで最高最速の環境をつくるために、何から手がけようと考えていらっしゃるのか。

このe-Japan計画の中では、五年以内に三千万世帯に高速インターネット、これはDSLとかCATVが該当すると思うのですが、あと一千万世帯に超高速インターネット、これは光ファイバーを使わないできないわけですが、こういう形で、當時接続可能な環境整備をうたっているわけです。ここに書いてあるわけです。

しかし、これを実施するときに、目標としてはいいのですが、官民の役割分担ということがありまして、官は民間の積極的な創造的取り組みを支援、官は民間が活力を十分發揮するための環境整備をするとだけしか書いていないわけなんです。これで本当に光ファイバー網を全国に設置する気持ちがあるのか。例えば韓国のような、既存の電話線網の有効利用で当座をしのぐもりなのか。その辺の、計画に対する、私たちに対する絵にかいたもので終わらないようなところを、ちょっとときょうははつきり答弁をいただきたいと思います。

○竹中國務大臣 幾つか重要な点を御指摘いただきましたので、お答えしたいと思います。これは大変私たちも、韓国、やはり注目するというよりも、むしろ驚かされているということだと思います。ある一番新しい時点の情報によると、韓国のプロードバンドの世帯、人口は、絶対数で既にアメリカを上回った、比率じゃなくて。そこ

まで短期間にこんなにできるものかと実は思われます。そういう意味では、接続のためのハードをくくるかえないと最速環境には移行できないといふ状況を、技術的な限界を承知して尋ねているわけなんですが、今あるものを含めて、国が的確な指導性、あるいは投資をしてまで最高最速の環境をつくるために、何から手がけようと考えていらっしゃるのか。

このe-Japan計画の中では、五年以内に三千万世帯に高速インターネット、これはDSLとかCATVが該当すると思うのですが、あと一千万世帯に超高速インターネット、これは光ファイバーを使わないできないわけですが、こういう形で、當時接続可能な環境整備をうたっているわけです。ここに書いてあるわけです。

しかし、これを実施するときに、目標としてはいいのですが、官民の役割分担ということがありまして、官は民間の積極的な創造的取り組みを支援、官は民間が活力を十分発揮するための環境整備をするとだけしか書いていないわけなんです。これで本当に光ファイバー網を全国に設置する気持ちがあるのか。例えば韓国のような、既存の電話線網の有効利用で当座をしのぐもりなのか。その辺の、計画に対する、私たちに対する絵にかいたもので終わらないようなところを、ちょっとときょうははつきり答弁をいただきたいと思います。

○竹中國務大臣 幾つか重要な点を御指摘いただ

か、それを絵にかいた落ちに終わらせないような政策の手法を一体どのようなものに考えているのかという、大変重要な御質問だつたと思います。

ただ、韓国の場合にはやはり私たちが見習うべきよう、この中でも何回か御指摘をさせていた

べきでした。やはり非常に多元的な仕組みをつくっていくことなどだと思います。まず長期の、e-Japan戦略でも五年という目標を立てました。それで、二百二十のその重点項目を洗い出しました。それをできるだけ前倒しで実行して競争政策を活用したこの二点、やはり重要な示唆として残っているんだと私は思います。

そこで、お尋ねの第二、第三の観点に関連していきますけれども、確かに、常時接続を実現する上では極めてフェータルというか、致命的な役割になるのだと思います。特に、それに当たって、実はこれはe-Japan戦略の中に明確に書かれておりますけれども、インフラに関してはやはり民間が主導的役割を担う、民間の競争政策が大変重要だという点は、かなりはつきりとIT戦略

をサポートする、その役割分担が私は大変重要なのだと思います。

韓国等の例でもありますように、特にアメリカの例が顕著だと思いますが、私はやはり競争政策であります。政府としてはむしろ、公正な競争を促進して、基礎的、基盤的な研究開発等を行って民間をサポートする、その役割分担が私は大変重要なのだと思います。

本部の基本認識の中にあるというふうに私は考えております。政府としてはむしろ、公正な競争を促進して、基礎的、基盤的な研究開発等を行って民間をサポートする、その役割分担が私は大変重要なのだと思います。

転換するものであります。これにより、承諾の通知を行わなかつた場合においては、そもそも契約は成立しません。ということで、申込者が不安定な立場に立たされることになります。

なお、現実には、事業者と消費者との間で行われるインターネット通信販売事業の場合、これは日本の場合でございますが、約九五%の事業者が受注確認メールを送信しております。

こうしたことから、申し込みを受けた事業者に対する通知を義務づけることは必要ないというふうに考えているところでございます。

○山本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○山本委員長 ただいま議題となつております両案中、まず、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案について議事を進めます。この際、本案に対し、塩川鉄也君外一名から、日本共産党提案に係る修正案が提出されております。

○山本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○山本委員長 ただいま議題となつております両案中、まず、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に對する修正案を提出します。

これは、新しい取引形態である電子商取引が操作ミスをしやすいという特性を持つことを踏まえて、消費者保護を図るためであります。

第二に、第三条ただし書き前段にかえて、意思確認の措置であることや確認すべき内容が明示されること、必要に応じて訂正した上で誤りがないことの確認を消費者に求めることなど、事業者がるべき確認措置のあり方をより明確にする規定を設けることとします。

これは、消費者が誤った意思表示することを防ぐことにより、消費者が安心して電子商取引に参加でき、同時に、どんな措置が求められるかが明確になることにより、中小業者も参加しやすくなるものであります。

委員各位が御賛同くださるようお願いいたしますとして、提案理由説明をいたします。

○山本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、塩川鉄也君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入れます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

ことを確認することを消費者に求めること。

四 前号の確認をした場合にはその旨を表明することを消費者に求めること。

五 前号の表明に係る内容の意思表示を行うかどうかについて、明確に消費者の選択を求めること。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に対する修正案

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条ただし書きを削り、同条第一号中「事業者」を「電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に際して、当該電子消費者契約の相手方である事業者が、電磁的方法によりその映像面を介して、次に掲げる措置を講じた場合には、適用しない。

一 特定の電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を意図する場合には、その旨を表明することを消費者に求めること。

二 前号の表明に係る意思表示の内容を明確に表示すること。

三 前号の表示に係る意思表示の内容について必要に応じ訂正を加え、その上で誤りがない

平成十三年七月四日印刷

平成十三年七月五日發行

衆議院事務局

印刷者
財務省印刷局

F